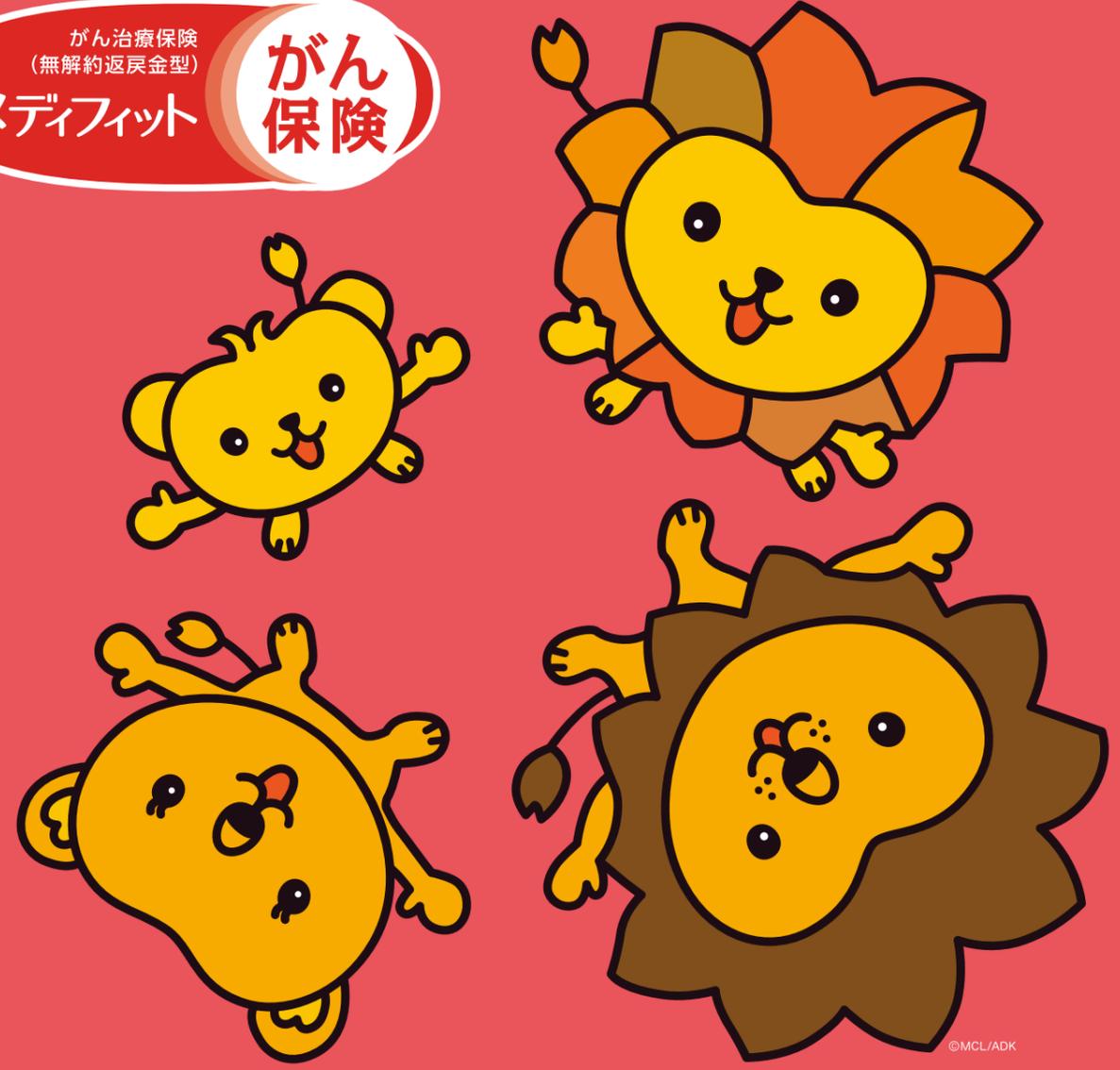


# 多様化するがん治療を安心サポート！ 上皮内がんも含めたすべてのがんを保障！

契約年齢範囲 0～85歳

がん治療保険  
(無解約返戻金型)  
**がん保険**  
メディフィット



©MCL/ADK

## 契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

**⚠️ この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

### 生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
- この商品についてお払込みになる保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。
- \*2025年2月現在の税制にもとづき記載しております。今後変更される可能性があります。

### 募集代理店からのお知らせ

＜生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって＞

- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を必ずご覧ください。



[募集代理店]  
  
**三井住友銀行**  
株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]  
  
**メディケア生命保険株式会社**  
住友生命グループ  
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12  
＜メディケア生命コールセンター＞  
**0120-315056**  
<https://www.medicarelife.com/>  
25048894 (2025.4.1)  
M37B0A1D25-V1-0009000 **2025年4月版**

[募集代理店]  
  
**三井住友銀行**  
株式会社三井住友銀行

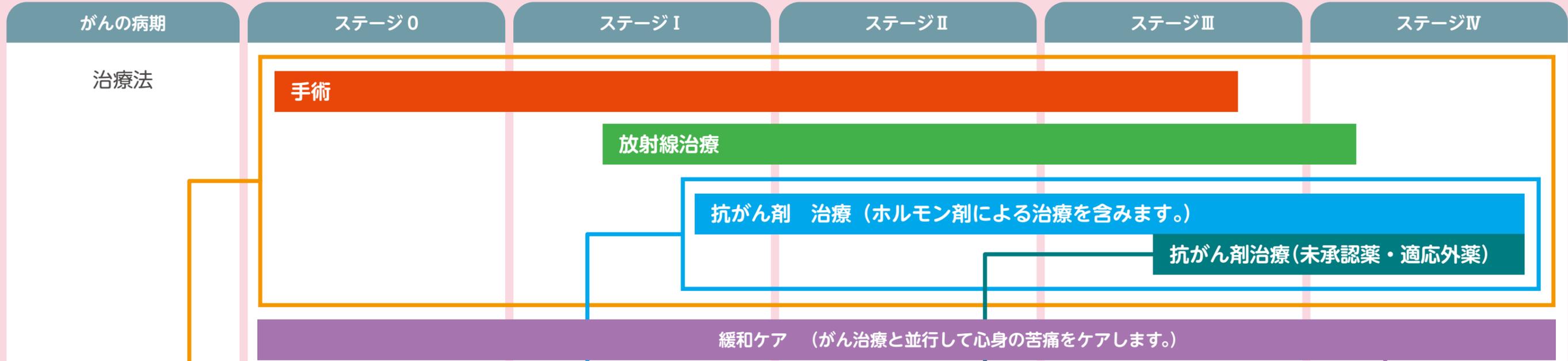
[引受保険会社]  
  
**メディケア生命**  
住友生命グループ



# がんの治療は多様化しています

**!** この商品パンフレットに記載の医学的な情報については2025年2月現在の情報にもとづいています。また、記載の内容は必ずしもすべての病気・ケガにあてはまるわけではありません。症状等によっては、検査や手術、通院等を行わないこともあります。個々の治療・診断等については、医療機関にご相談ください。

がんの病期(ステージ)別の治療法(イメージ)



がん治療は、一般的に3大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含みます。))を行います。

**がんの治療方法の割合**

治療方法	割合 (%)
手術	77.0%
抗がん剤治療	41.8%
放射線治療	24.6%
緩和ケア	3.7%
その他	5.1%

メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

**早期発見であれば手術や放射線治療による治療が期待できます。**

抗がん剤の治療期間は、1年以上が**5割以上**と長期になることもあります。

**がんの薬剤治療期間の割合**

期間	割合 (%)
10年以上	9.6%
5年以上～10年未満	19.8%
3年以上～5年未満	13.0%
1年以上～3年未満	16.5%
1年未満	40.8%

メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より(診断から5年以上経過した人を対象としています)

**抗がん剤治療が長期化した場合にも備えておくと安心です。**

公的医療保険制度対象の抗がん剤治療が効かない場合などは、自由診療による抗がん剤治療を行う場合もあります。抗がん剤治療を受けた患者のうち、**約19%が自由診療を受けています。**

メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

**自由診療への備えも大切です。**

がんの在宅医療の件数が増えています。

**がん(悪性新生物)の在宅医療の実施件数推移**

年	実施件数 (万件)
2019年	約7.9万件
2020年	約8.2万件
2021年	約9.3万件
2022年	約9.9万件
2023年	約10.4万件

厚生労働省「令和元年・2年・3年・4年・5年 社会医療診療行為別統計」よりメディケア生命算出

**在宅医療にも対応できる緩和ケアの保障もあると安心です。**

ステージ0には**上皮内がん**も含まれます。

**上皮内がんとは?**  
がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。  
\*部位によって上皮内がんの定義は異なります。

参考データ  
商品の概要  
おすすめプラン  
保障内容  
保険料表  
Q & A  
サービス  
契約概要  
注意喚起情報



の特徴

特徴①

**抗がん剤治療・放射線治療・手術**※1  
の3大治療をカバー！  
所定の**自由診療**による  
抗がん剤治療は  
基本給付金額の**倍額**を保障。

※1 手術はⅡ型の場合。

特徴②

**先進医療**だけでなく、  
**患者申出療養**も  
**技術料相当額**を保障※2！  
(**がんを含むすべての傷病が対象**)

※2 先進医療・患者申出療養特約(21)を付加した場合。  
※ お支払限度は通算2,000万円(先進医療・患者申出療養給付金と患者申出療養一時給付金の通算)となります。

特徴③

以下の場合、**1年に1回**を限度に  
**一時金**で保障※3！

- ・がんが診断確定されたとき
- ・2回目以後は、再発・転移を含めて、新たながんが診断確定されたときなど

※3 がん診断特約(25)を付加した場合。

●お取扱いについて(主契約)

契約年齢	0～85歳
保険期間	終身(更新なし)
保険料払込期間	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)
保険料払込回数	月払い、半年払い、年払い
保険料払込経路	第1回:振込み扱い、口座振替扱い※4、クレジットカード扱い※4 第2回以後:口座振替扱い※4、クレジットカード扱い※4
保険契約の型	I型、II型
給付金額の範囲	基本給付金額:5万円から30万円(女性は20万円)の範囲内 (自由診療抗がん剤治療給付金:10万円から60万円(女性は40万円)の範囲内) *自由診療抗がん剤治療給付金は、基本給付金額の倍額給付 *新メディフィットA(医療終身保険(無解約返戻金型)(20))と同時申込みの場合は最低基本給付金額2万円

※4 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料の払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

\*基本給付金額とは、主契約の抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金、がん放射線治療給付金、がん手術給付金、およびがん骨髄移植給付金のお支払金額の基準となる金額です。

\*給付金額等の取扱範囲内であってもメディケア生命の規定によりご加入いただけない場合があります。



パパ ケアちゃん メディくん ママ

●仕組み図

主契約 がん治療保険 (無解約返戻金型) 上皮内がんも保障	I型	抗がん剤治療給付金 (ホルモン剤による治療も含まれます。)	抗がん剤治療	支払回数無制限 (同一月に1回)	一生涯保障 7～8ページ
	II型	自由診療抗がん剤治療給付金 (ホルモン剤による治療も含まれます。)	自由診療による 抗がん剤治療	通算24回限度 (同一月に1回)	
		がん放射線治療給付金	がんによる放射線治療	支払回数無制限 (60日に1回)	
		がん手術給付金	がんによる手術	支払回数無制限	
		がん骨髄移植給付金	がんによる骨髄移植術	支払回数無制限	

●オプション(選べる特約)を付加することでさらに安心をプラス!

先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療または患者申出療養による療養を保障	一生涯保障	9～10ページ
がん自由診療特約	がんの治療のための所定の評価療養や所定の自由診療を保障	一生涯保障	11～12ページ
がん診断特約(25)	がんを一時金で保障(I型 II型 から選択)	一生涯保障	13～14ページ
がん保険料払込免除特約	がんが診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みを免除	主契約の保険料払込期間満了まで	13～14ページ
がん通院治療特約	がんによる入院前・退院後の通院を保障	一生涯保障	15～16ページ
がん入院特約(21)	がんによる入院を保障	一生涯保障	15～16ページ
女性がん手術特約	女性がん特定手術、乳房再建術を手厚く保障	一生涯保障	17～18ページ
がん緩和ケア特約	がんによる緩和ケアを保障	一生涯保障	19～20ページ

メディフィット **がん保険** の保障内容

上皮内がんも含めたすべてのがんを保障します。

【保険期間・保険料払込期間:終身/契約年齢:0~85歳】

**!** がんの保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。  
責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保障の対象となりません。  
がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約は無効となります。  
\*先進医療・患者申出療養特約(21)のがん以外の保障については、責任開始期から開始されます。

がん治療保険 (無解約返戻金型)	がん診断特約 (25)	お支払理由	お手頃プラン (主契約: I型 / 基本給付金額10万円)		基本プラン (主契約: II型 / 基本給付金額10万円)		
			がん診断給付金額100万円		がん診断給付金額50万円		
			がん診断給付金額100万円	がん診断給付金額50万円	がん診断給付金額100万円	がん診断給付金額50万円	
基本の保障(主契約)	一生保障	I型	抗がん剤治療 (ホルモン剤による治療も含まれます。)	1か月につき <b>10万円</b>	1か月につき <b>10万円</b>	1か月につき <b>10万円</b>	1か月につき <b>10万円</b>
			自由診療による抗がん剤治療 (ホルモン剤による治療も含まれます。)	1か月につき <b>20万円</b>	1か月につき <b>20万円</b>	1か月につき <b>20万円</b>	1か月につき <b>20万円</b>
		II型	がんによる放射線治療	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>10万円</b>
			がんによる手術	—	—	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>10万円</b>
		がんによる骨髄移植術	—	—	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	
		II型*	がんで所定の理由に該当	1回につき <b>100万円</b>	1回につき <b>50万円</b>	1回につき <b>100万円</b>	1回につき <b>50万円</b>

\*がん診断特約(25)には「I型」のお取扱いもあります。

オプション(選べる特約)

<p><b>先進医療・患者申出療養</b></p> <p>先進医療または患者申出療養にかかる費用に備える</p> <p>先進医療・患者申出療養特約(21)</p> <p>終身</p>	<p><b>がん自由診療</b></p> <p>がんによる自由診療にかかる費用に備える</p> <p>がん自由診療特約</p> <p>終身</p>	<p><b>保険料払込免除</b></p> <p>がん診断確定後の保険料負担に備える</p> <p>がん保険料払込免除特約</p> <p>主契約の保険料払込期間満了まで</p>	<p><b>がん通院</b></p> <p>がんによる入院前・退院後の院に備える</p> <p>がん通院治療特約</p> <p>終身</p>	<p><b>がん入院</b></p> <p>がんによる入院に備える</p> <p>がん入院特約(21)</p> <p>終身</p>	<p><b>女性手術</b></p> <p>女性がん特定手術、乳房再建術に備える</p> <p>女性がん手術特約</p> <p>終身</p>	<p><b>緩和ケア</b></p> <p>がんによる緩和ケアに備える</p> <p>がん緩和ケア特約</p> <p>終身</p>
---	---	--	--	---	--	---

基本の保障(主契約)、オプション(選べる特約)の詳細は7~20ページをご覧ください

オプション(選べる特約)を付加することで、さらに安心をプラスできます!

# がんの治療を一生涯カバー！ さらに自由診療なども充実保障で安心。

主契約 **がん治療保険(無解約返戻金型)** 契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

- 同一の月にがんの**3大治療**(抗がん剤治療・放射線治療・手術)を受けた場合でも**それぞれお支払い**します。(Ⅱ型の場合)
- 保険契約の型についてご選択ください。 I型 II型

●抗がん剤治療は**所定の自由診療**も対象です。

基本給付金額10万円の場合

保険契約の型	給付金名	お支払理由	お支払限度	お受取額
Ⅱ型	抗がん剤治療給付金	公的医療保険制度対象の抗がん剤治療(ホルモン剤による治療も含まれます。)を受けられたとき	支払回数無制限 (同一月に1回)	1か月につき <b>10万円</b> (基本給付金額)
	自由診療抗がん剤治療給付金	以下 <b>1</b> ～ <b>3</b> のいずれかの抗がん剤治療(ホルモン剤による治療も含まれます。)を受けられたとき (抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合があります。) <b>1 先進医療</b> の対象となる抗がん剤治療 <b>2 患者申出療養</b> の対象となる抗がん剤治療 <b>3 欧米で承認されている</b> 所定の抗がん剤治療※	通算 <b>24回</b> 限度 (同一月に1回)	1か月につき <b>20万円</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基本給付金額×2倍</div>
	がん放射線治療給付金	公的医療保険制度対象の放射線治療を受けられたとき	支払回数無制限 (60日に1回)	1回につき <b>10万円</b> (基本給付金額)
	がん手術給付金	公的医療保険制度対象の手術を受けられたとき	支払回数無制限	1回につき <b>10万円</b> (基本給付金額)
	がん骨髄移植給付金	公的医療保険制度対象の骨髄移植術を受けられたとき	支払回数無制限	1回につき <b>10万円</b> (基本給付金額)

ポイント  
同一月の治療でもそれぞれお支払い

抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金のお支払いの対象となる薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬も含まれます。支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。「医薬品ナビ」については29ページのQ1・A1をご参照ください。  
お支払いの対象となる療養の種類について、詳細は31ページのQ5・A5をご覧ください。  
※「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

- 自己負担のない治療として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。

## 薬剤治療にかかる月々の経済的負担も高まります。

<平均自己負担月額(通院による薬剤治療)>

がん	<b>76,844円</b>
----	----------------

株式会社JMDC[レセプトデータ(2022年11月)]よりメディケア生命算出(自己負担額は3割、70歳未満、年収約370万円～約770万円の場合。実際の自己負担額はケースにより異なります。)

\*株式会社JMDC[レセプトデータ(2022年11月)]にはがん治療保険(無解約返戻金型)の保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。

<抗がん剤を使用した治療例(公的医療保険制度適用)>



\*上記治療費は、2024年6月時点の薬価をもとにメディケア生命が試算したものであり、薬剤料のみの金額です。70歳未満、年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円～50万円)の場合。直近の12か月間にすでに3か月以上高額療養費の支給を受けている場合には自己負担限度額が4万4,400円になります。

## 高額療養費制度について

1か月間に一定限度額以上の自己負担が発生した場合は、高額療養費として支給を受けることができます。同一月内の診療であることなど条件があります。

\*高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」よりメディケア生命作成。  
\*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

<自己負担限度額>(70歳未満の1か月あたり。健保の場合)

年収	標準報酬月額	自己負担限度額	4月目からの限度額
約1,160万円以上	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
約370万円～約770万円	28万円～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
約370万円以下	26万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

\*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

# 先進医療や患者申出療養の高額な治療費に備えられます。

先進医療・患者申出療養特約(21) 契約年齢：0～85歳 **がんに限らず保障**

- 先進医療または患者申出療養による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる先進医療・患者申出療養一時給付金**15万円**をお受け取りいただけます。
- **がん以外**も対象となります。

先進医療・  
患者申出療養給付金  
(技術料相当額(自己負担額))

+

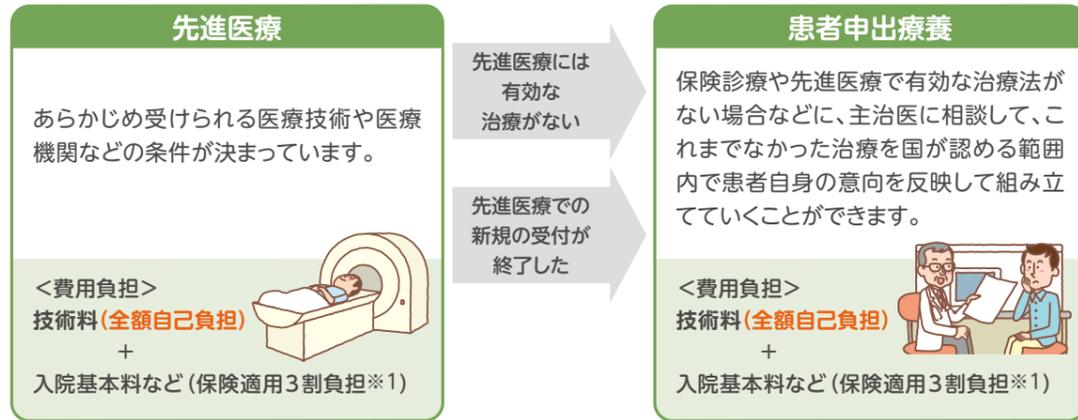
先進医療・  
患者申出療養一時給付金  
**15万円**

通算  
**2,000万円**  
限度

- 療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。
- がん責任開始日前にがんと診断確定されたことにより、主契約が無効となる場合は、先進医療・患者申出療養特約(21)も同時に無効となります。

## 先進医療と患者申出療養について

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療にむけて検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。  
厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。



※1 年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。

ご存知ですか？

**!** 記載の技術は2024年9月25日現在のものであり、今後厚生労働大臣の定める先進医療または患者申出療養に該当しなくなる可能性があります。

先進医療や患者申出療養の治療内容によっては、高額な医療費がかかります。

区分	技術名	適応症	自己負担額 (技術料相当額)
先進医療	重粒子線治療	転移性腫瘍など	約 <b>313.5万円</b>
	陽子線治療	消化管腫瘍など	約 <b>265.9万円</b>
患者申出療養	マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療	根治切除が不可能な進行固形がん	約 <b>30.2万円</b>

厚生労働省【先進医療A】令和5年6月30日時点における先進医療に係る費用  
令和5年度実績報告(令和4年7月1日～令和5年6月30日)「先進医療の各技術の概要」(令和5年(令和4年7月1日～令和5年6月30日)の患者申出療養の費用)より  
\*重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって公的医療保険制度の給付対象となるものがあります。

最新の治療の中には、公的医療保険制度の給付対象とならないものもあります。

<医療費の自己負担割合(6歳以上70歳未満の場合)>

	公的医療保険 制度の給付対象 となる治療	先進医療 による治療	患者申出療養 による治療	評価療養 による治療 (先進医療は除く)	自由診療 による治療
一般の診察・検査・ 入院などにかかる 費用	3割負担※1	3割負担※1	3割負担※1	3割負担※1	全額自己負担
治療そのもの にかかる費用		全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担



先進医療・患者申出療養特約(21)  
を付加された場合  
**全額給付対象**  
**自己負担額 0円**  
(通算2,000万円限度)

がん自由診療特約  
を付加された場合  
**全額給付対象※2**  
**自己負担額 0円**  
(通算1億円限度※3)

\*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。

今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

\*先進医療、患者申出療養、評価療養(先進医療は除く)、自由診療については31ページのQ6-A6をご覧ください。

※2 がんを原因として、メディケア生命所定のお支払理由に該当した場合に給付対象となります。

「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。

※3 1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円をお支払限度とします。

**先進医療・患者申出療養特約(21)とがん自由診療特約をセットで付加することで  
高額になることもある治療にもそれぞれ備えることができます。**

がん自由診療特約については、**11ページ**をご覧ください。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

# がんの治療のための自由診療等に備えられます。抗がん剤以外の治療も対象です。

## がん自由診療特約

契約年齢：0~85歳

上皮内がんも同額保障

- がんの治療を目的として所定の評価療養や所定の自由診療を受けられたとき、がん自由診療給付金を通算1億円(1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円)までお受け取りいただけます。
- 抗がん剤以外の治療も対象です。
- 保障は一生継続します。

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん自由診療給付金	がんにより、1つの診療計画にもとづき行われた右記のいずれかの療養を受けられたとき	先進医療以外の所定の公的医療保険制度における評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用と同額
	特定病院において受けられた所定の自由診療による療養	1つの診療計画にもとづき行われた次の療養の費用の合計額 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自由診療による療養に対する費用と同額</li> <li>2 上記1以外のがんの治療を目的とする療養に対する費用と同額</li> <li>3 自由診療による療養とあわせてなされた所定の食事療養および生活療養に要する費用と同額</li> </ol>	通算1億円 (1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円)

\*診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。  
\*お支払いの対象となる療養の種類について、詳細は31ページのQ5・A5をご覧ください。

- お支払いの対象となる評価療養および自由診療は、療養を受けられた時点において、所定の要件を満たす療養とします。
- 「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。

### 特定病院について

特定病院とは、療養を受けられた時点において、以下のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所(名称が変更となった場合は、変更後の名称を含みます。)のことをいいます。

#### ①厚生労働大臣による指定または承認を受けている次の病院

- 都道府県がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療連携拠点病院
- 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 特定領域がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療病院
- 小児がん拠点病院
- 小児がん中央機関
- がんゲノム医療中核拠点病院
- がんゲノム医療拠点病院(がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により、がんゲノム医療連携病院として選定された病院を含みます。)
- 特定機能病院

#### ②都道府県知事による指定または承認を受けている次の病院または診療所

- 都道府県におけるがん診療機能の充実を図るために必要な病院として、都道府県知事が指定する病院または診療所
- 地域医療支援病院

#### ③公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設

全国  
約1,000病院

メディケア生命調べ  
(2024年11月調査)

特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」でご確認ください。



ここからアクセス!

<https://tokuteibyouin.medicarelife.com/search/>

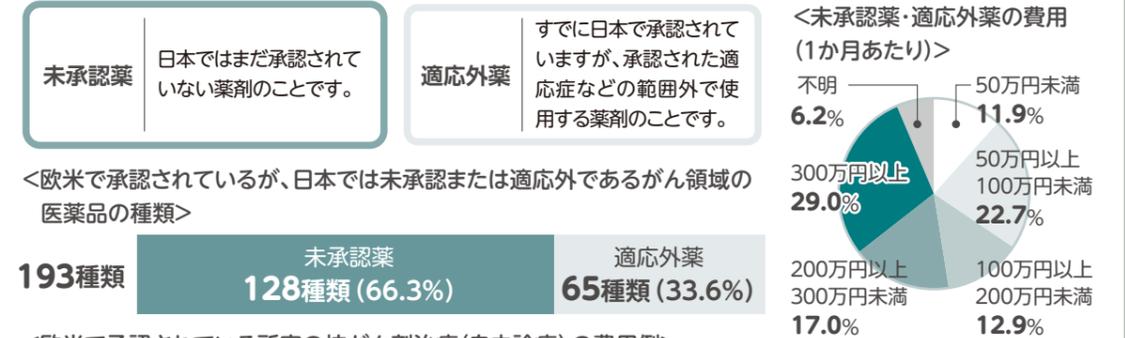
\*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

ご存知ですか？

## がんの自由診療に関するあれこれ

抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含みます。)を受けた方のうち約19%の方が自由診療を受けています。  
メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

自由診療となるケースもある未承認薬・適応外薬の費用は高額になることもあります。



<欧米で承認されている所定の抗がん剤治療(自由診療)の費用例>

薬剤名	薬剤の区分	治療対象となるがんの種類	1か月あたりの薬剤費
ソニデジブ	未承認薬	皮膚がん	1,495,442円
センプリマブ	適応外薬	肺がん	600,583円

自由診療となる場合の治療費は全額自己負担

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」(2023年11月30日時点のデータ)よりメディケア生命算出  
\*1サイクル(28日)を1か月として算出

自由診療によるがん治療には、抗がん剤治療以外にもさまざまなものがあります。これらの治療は高額になるケースもあり、全額自己負担となります。

<自由診療で行われる治療例>

<h4>ロボット支援技術(ダヴィンチ)</h4> <p>内視鏡手術を支援するロボットを使用した術式です。従来の開腹手術等に比べて身体への負担が少ないことに加え、「手振れ防止機能」等ロボットならではの特色があり、繊細な手術を行うことができます。</p>	<h4>高密度焦点式超音波療法(HIFU)</h4> <p>高エネルギーの超音波を集束して照射し、がん細胞を死滅させる治療法です。放射線被ばくがなく、針や麻酔を使用しないため身体への負担も少ない治療法となります。</p>
<h4>陽子線治療</h4> <p>放射線治療の一種です。陽子を加速させてがん細胞にぶつけ、死滅させます。ピンポイントでがんを狙い撃ちできるため身体への負担が少ない治療法となります。</p>	<h4>凍結療法</h4> <p>がん細胞に直接凍結用の針を刺し、急速冷凍と解凍を繰り返すことで破壊する治療法です。傷は針の穴(孔)だけのため身体への負担が少なく、痛みもほとんどない治療法となります。</p>

\*上記の治療例は治療内容等によって先進医療や患者申出療養、公的医療保険制度等の対象となる場合があります。

- 自由診療は公的医療保険制度の適用とならない治療法のこと、治療費は全額自己負担となります。医療機関により費用や治療内容が異なります。
- 記載の技術例は2025年2月現在のものです。

がん自由診療特約と先進医療・患者申出療養特約(21)をセットで付加することで高額になることもある治療にもそれぞれ備えることができます。

先進医療・患者申出療養特約(21)については、9ページをご覧ください。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

# がんと診断確定されたときや、再発したとき、長期のがん治療などに備えられます。

## がん診断特約(25) 契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

- がんと診断確定されたとき、2回目以後は、新たながんと診断確定(再発・転移を含みます。)されたときなどに一時金をお受け取りいただけます。
- 1年に1回を限度に一時金を何度でもお受け取りいただけます。
- 長引く抗がん剤治療により、収入が減少する場合もあるため、収入保障としてもご利用いただけます。
- 給付金の型についてご選択ください。 I型 II型

がん診断給付金額100万円の場合

給付金名	お支払理由		お支払限度	お受取額
	I型	II型		
がん診断給付金	初回 がんと診断確定されたとき		支払回数 無制限 (1年に1回)	1回につき 100万円
	2回目以後			
	以下1・2のいずれかに該当されたとき	以下1～4のいずれかに該当されたとき		
	1 新たながんと診断確定(再発・転移を含みます。)されたとき			
	2 がんにより入院をされたとき			
	3 がんにより以下a～eのいずれかの所定の通院(往診を含みます。)をされたとき a 抗がん剤治療(ホルモン剤のみによる治療を除きます。) ・公的医療保険制度対象の抗がん剤治療 ・欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※1 b 放射線治療 c 手術 d 骨髄移植術 e 先進医療・患者申出療養			
4 がん性疼痛等の緩和のため、以下a・bのいずれかの所定の緩和ケアを受けられたとき a オピオイド鎮痛薬による薬剤治療または神経ブロック b 在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療				

オピオイド鎮痛薬  
神経ブロックについては  
20ページをご確認ください。

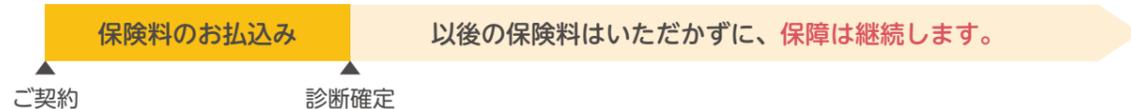
- \*公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術および所定の緩和ケアが保障対象となります。
- \*2回目以後は、直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときにお支払いします。
- \*支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
- \*支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。〔「医薬品ナビ」については29ページのQ1・A1をご参照ください。〕
- \*※1「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

- 自己負担のない治療として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

## がん保険料払込免除特約 契約年齢：0～85歳

上皮内がんも保障

- がんと診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みは必要ありません。



\*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

ご存知ですか？

### がんに関する費用のあれこれ

がんと診断されると、治療のため退職するなど就労状況が変わり収入が減少することがあります。  
約4人に1人は収入が減少しています。\*2

がんと診断されたら、収入の減少に加えて、治療費以外の費用がかかることもあります。



入院前の検査費用



ウィッグ



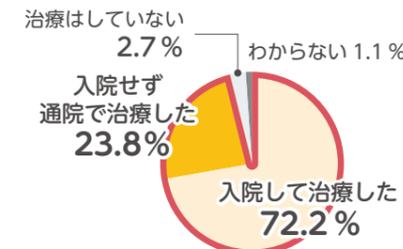
健康食品やサプリメント等の費用

\*2 メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

再発後、通院のみで治療をするケースがあります。

#### <再発後の治療の割合>

再発後、入院だけでなく通院にも備えておく心安いです。



メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より 新日本保険新聞社「2023年6月版 こんなにかかる医療費」より

#### <部位ごとのがん再発率>

肝細胞がん I期術後5年以内 75~80%

胃がん II期術後5年以内 15%

大腸がん II期術後5年以内 8~10%

乳がん II期術後5年以内 6%

#### がん診断給付金のお受取り II型の場合

抗がん剤治療が継続している場合は、主契約に加えてがん診断給付金をお受け取りいただけます。

抗がん剤治療などを目的とした所定の通院であれば、1年経過後にお受け取りいただけます。(再発予防の通院も対象です。)



その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

# 通院や入院にかかる経済的負担に 備えられます。

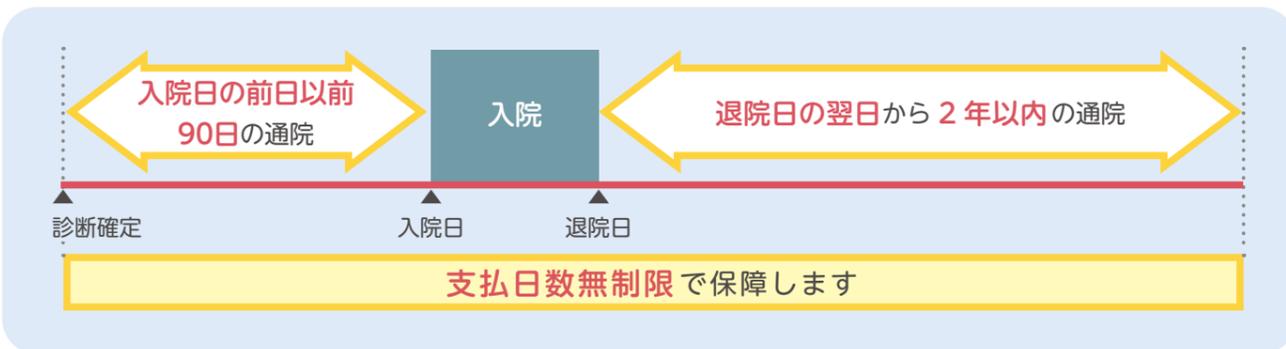
## がん通院治療特約 契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

- 入院前の通院は**90日まで保障**します。
- 入院日の前日以前**90日**および退院日の翌日から**2年以内**の、がんによる入院前・退院後の通院を**支払日数無制限**で保障します。

がん通院治療給付日額5,000円の場合

がん通院治療給付金 **5,000円** × 通院日数



## がん入院特約(21) 契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

- がんによる入院をされたとき、がん入院給付金を**支払日数無制限**でお受け取りいただけます。
- 日帰り入院**※でも保障します。

※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

がん入院給付日額5,000円の場合

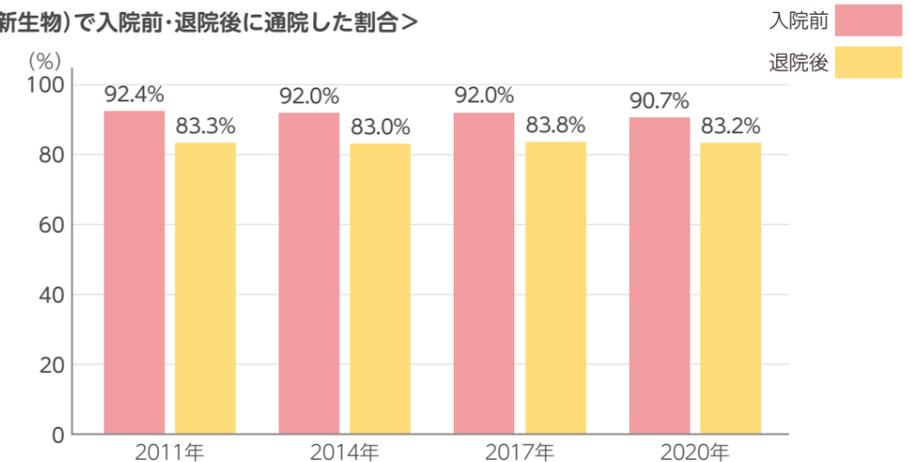
がん入院給付金 **5,000円** × 入院日数

ご存知ですか？

### がんの通院・入院に関するあれこれ

約10人に9人が入院前に通院、約5人に4人が退院後に通院しています。

<がん(悪性新生物)で入院前・退院後に通院した割合>



厚生労働省「平成23年・26年・29年・令和2年患者調査」よりメディケア生命算出

通院によるがん治療は、数か月から数年におよぶこともあります。交通費などの負担も増えていきます。



入院前後の通院による抗がん剤治療を行うことで、費用負担は増えていきます。

例 入院して手術を受けることとなり、手術前後に抗がん剤治療を受けられる場合

リンパ節転移の可能性があるため、手術前に抗がん剤治療を行う



手術前の抗がん剤治療(3か月)

入院・手術



再発予防のため、手術後に抗がん剤治療を行う



手術後の抗がん剤治療(2年間)

入院中の差額ベッド代は全額自己負担となり、費用がかさむことがあります。

<1日あたりの差額ベッド代の平均>



\*差額ベッド代：希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります。

厚生労働省「令和5年7月 第548回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」より (金額は令和4年7月1日現在)

\*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

# 女性の特定のがんの手術・乳房再建術に備えられます。

## 女性がん手術特約

契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

- 女性がん特定手術・乳房再建術を手厚く保障します。
- 一部切除・一部摘出でも全額、それぞれ何度でもお受け取りいただけます。
- 所定の自由診療も対象です。

女性がん特定手術給付金額10万円の場合

給付金名	お支払理由	お支払限度	お受取額
女性がん特定手術給付金	乳房手術 がんによる乳房切除術または非切除治療(ラジオ波焼灼療法、集束超音波治療、凍結療法等を含みます。)を受けられたとき	支払回数 無制限	それぞれ <b>10万円</b>
	子宮摘出術 がんによる子宮摘出術を受けられたとき		
	卵巣摘出術 がんによる卵巣摘出術を受けられたとき		
乳房再建術給付金	女性がん特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、乳房再建術を受けられたとき	1乳房につき 1回	<b>50万円</b> 女性がん特定手術給付金額×5倍

※1 がんの罹患後に、がんと診断確定されていない乳房、子宮または卵巣(がんを治療したことにより、がんが認められない状態となった乳房、子宮または卵巣を含みます。)に対し、がんの発病の可能性を低減することを目的として受ける手術のことをいいます。

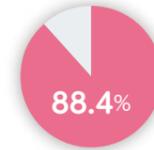
⚠️ 診断および生検等の検査のための手術などは女性がん特定手術給付金のお支払いの対象となりません。

### 4つのポイント

ポイント  
①

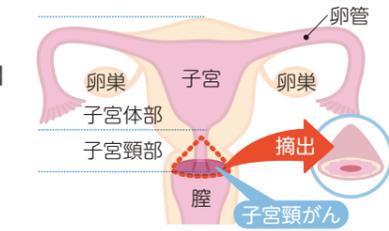
女性がん特定手術給付金は、一部を切除・一部を摘出する手術でも全額お受け取りいただけます。

＜病名ごとの手術のうち、一部切除・一部摘出した割合＞  
【子宮頸部の上皮内がん・高度異形成の場合(円錐切除術を含む)】



メディケア生命  
「2023年度支払実績」より

＜子宮頸部円錐切除術のイメージ図＞



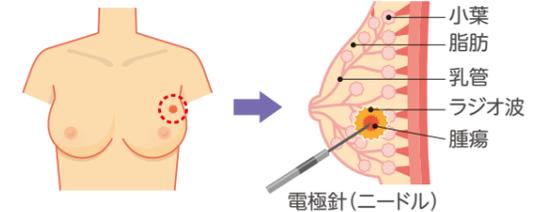
子宮頸部を円錐状に切除する術式。子宮を温存し、妊娠・出産の可能性を残すことができる手術のことです。

ポイント  
②

乳房手術は、非切除治療も保障します。

乳房非切除治療には、早期乳がんに対して行われるラジオ波焼灼療法があります。これは、乳がんの腫瘍部に電極針を刺し、針から発生させた「ラジオ波(AMラジオと同じ周波数の電磁波)」の熱で、がん細胞を焼いて破壊する治療法です。

＜ラジオ波焼灼療法のイメージ＞



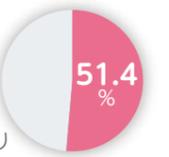
ポイント  
③

乳房手術、子宮摘出術、卵巣摘出術はそれぞれ女性がん特定手術給付金をお受け取りいただけます。

卵巣がん  
と  
診断

広汎子宮全摘出術※2  
※2 子宮、卵管、卵巣、膈および子宮周囲の組織を含めた広い範囲を切除する手術のことです。

＜卵巣がんで子宮と卵巣を同時に摘出(一部摘出を含む)した割合＞



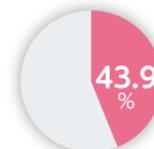
メディケア生命  
「2023年度支払実績」より

ポイント  
④

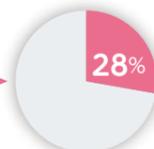
乳房再建術も手厚く保障します。所定の自由診療も対象です。

例 公的医療保険制度対象外のインプラントを使用した再建術

＜乳がんの手術を受けた割合＞      ＜乳がんで乳房切除をされた方が一次再建手術※3をされる割合＞



たとえば…同日手術でも女性がん特定手術給付金と乳房再建術給付金をそれぞれお受け取り



※3 乳がん切除と同時に再建まで行う方法です。

メディケア生命「2023年度支払実績」より

国立がん研究センター中央病院  
乳腺外科ホームページ  
「2023年度診療実績」より

治療法	治療内容	治療費用	高額療養費制度の適用後
インプラント法	シリコンでできた人工乳房を挿入し、乳房を再建する方法	<b>30万円</b> (自己負担3割の場合)	<b>9万円～14万円</b> ※4 程度
皮弁法	体の一部の皮弁(皮膚、脂肪や筋肉など)を用いて再建する方法	<b>約30万円～60万円</b> (自己負担3割の場合)	

※4 年齢や所得によって異なります。

NPO法人エンパワリング プレストキャンサー「乳房再建手術Hand Book」より

# がんによる苦痛を和らげる緩和ケアに備えられます。

## がん緩和ケア特約

契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

- 所定の疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロックを受けられたときや、緩和ケア病棟への入院または一般病棟での緩和ケアを受けられたときなどにがん緩和ケア給付金をお受け取りいただけます。
- 通院・入院・在宅医療の所定の治療を保障します。

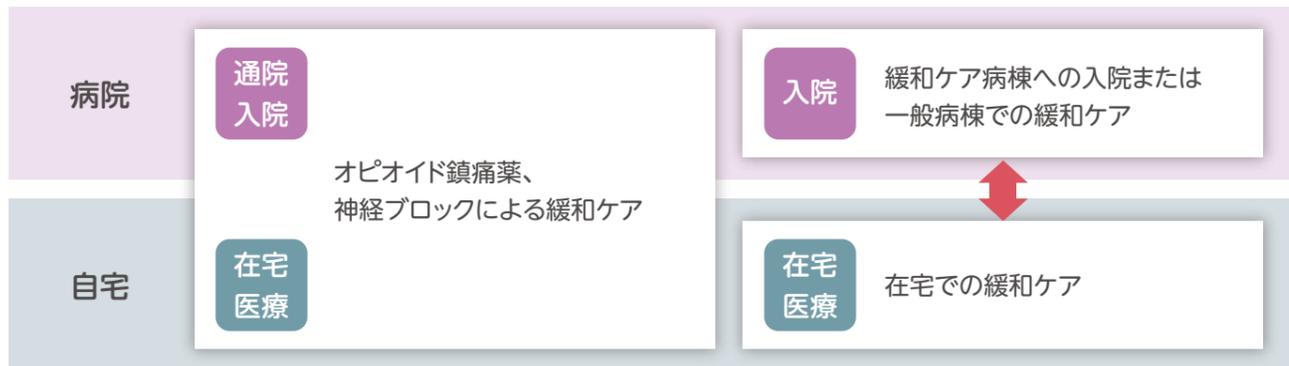
がん緩和ケア給付金額10万円の場合

給付金名	お支払理由	お支払限度	お受取額
がん緩和ケア給付金	<p>がん性疼痛等の緩和のため、以下 1～3 のいずれかに該当されたとき</p> <p>1 オピオイド鎮痛薬による薬剤治療または神経ブロックを受けられたとき</p> <p>2 緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算、有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院</p> <p>3 在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療</p>	<p>通算 24 回限度 (同一月に1回)</p>	<p>1 か月につき <b>10万円</b></p>

\*公的医療保険制度対象の所定の緩和ケアが保障対象となります。  
\*オピオイド鎮痛薬、神経ブロックについては20ページをご確認ください。

⚠ 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

がん緩和ケア特約の保障範囲は大きく分けると通院・入院・在宅医療の3つ。  
以下のいずれかに該当されたとき、がん緩和ケア給付金をお受け取りいただけます。



ご存知ですか？

## 緩和ケア・在宅医療に関するあれこれ

### 緩和ケアとは

がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛を和らげるためのケアのことをいいます。がん治療の痛みを和らげるため、治療の初期から行われます。痛みに対する薬物療法を行う場合、軽度の痛みには、非オピオイド鎮痛薬を用いますが、非オピオイド鎮痛薬では十分な効果が見られない場合には、痛みの強さに応じた適切なオピオイド鎮痛薬を段階的に追加します。

### 標準的ながん疼痛治療法(鎮痛薬の使用法)

第1段階	第2段階	第3段階
軽度の痛み	軽度から中等度の強さの痛み	中等度から高度の強さの痛み
	弱オピオイド コデイン	強オピオイド モルヒネ、 ヒドロモルフォン、 オキシコドン、 フェンタニルなど
非オピオイド 非オピオイド鎮痛薬、鎮痛補助薬		

オピオイド鎮痛薬による薬剤治療を受けられた場合は、お支払いの対象となります。

WHO編 武田文和訳「がんの痛みからの解放 第2版、金原出版、1996年」よりメディケア生命作成  
日本緩和医療学会編「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン2020年版、金原出版、2020年」を参考に一部改変

### オピオイド鎮痛薬とは？

神経系の司令塔の部分である脳や脊髄に作用して痛みを抑える薬の総称です。中程度の痛みから強い痛みを使う鎮痛薬です。適切な量や種類を調整することで痛みを和らげることができます。

### 神経ブロックとは？

神経や神経の周辺に局所麻酔薬を注射して、痛みをなくす方法です。麻酔薬が神経に作用し、痛みの伝わる経路をブロックすることで、痛みを取り除きます。痛みが緩和されることで血流がよくなり、筋肉のこわばりもなくなります。

### 緩和ケア病棟にかかる費用

緩和ケア病棟に入院される場合は、公的医療保険制度の対象となり、医療費は定額です。3割負担の方の場合、1日の自己負担額15,405円になります。  
\*「緩和ケア病棟入院料」は1日あたり51,350円につき、51,350円×0.3=15,405円  
\*一定の施設基準を満たす医療機関で、30日以内の入院をされた場合。食費や差額ベッド代は別途かかります。

### 在宅医療にかかる費用

在宅医療は診療内容や訪問回数によって、費用は異なります。

末期がんの方が在宅医療を希望し、医師による訪問診療と看護師による訪問看護を合わせて週4日受けられた場合

1 か月あたり  
**168,000円**※1



高額療養費制度の適用後  
1 か月あたり**約83,000円**※2

※1 在宅がん医療総合診療料(病床がある医療機関かつ処方箋交付なし)を4週間算定した場合  
※2 70歳未満・年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円～50万円)の場合  
\*医師や看護師が訪問するための交通費など、その他の費用も必要となることがあります。

\* 記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

保険期間・保険料払込期間：終身

お手頃プラン

がん治療保険(無解約返戻金型) I 型 [主契約]:  
 ・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき20万円  
 ・がん放射線治療給付金 1回につき10万円

基本プラン

がん治療保険(無解約返戻金型) II 型 [主契約]:  
 ・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円  
 ・がん放射線治療給付金 1回につき10万円・がん手術給付金 1回につき10万円  
 ・がん骨髄移植給付金 1回につき10万円

契約年齢 0~45歳

がん保険料払込免除特約 付加しない

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		+	オプション(選べる特約)						
	お手頃プラン	基本プラン		がん診断特約(25) II 型	先進医療・患者申出療養特約(21)	がん自由診療特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	がん緩和ケア特約	
	I 型	II 型								1回につき100万円
0	310	410	0	790	395	139	345	60	135	70
1	310	420	1	800	400	139	345	60	135	70
2	330	440	2	810	405	139	345	60	135	70
3	330	440	3	830	415	139	345	65	140	80
4	340	450	4	840	420	139	345	65	140	80
5	340	450	5	860	430	139	345	65	140	80
6	350	460	6	880	440	139	345	65	145	80
7	360	470	7	900	450	139	345	65	145	80
8	360	480	8	920	460	139	345	70	145	80
9	370	490	9	940	470	139	345	70	150	80
10	380	500	10	970	485	139	345	70	150	90
11	380	500	11	990	495	139	345	70	155	90
12	390	520	12	1,020	510	139	345	75	155	90
13	400	530	13	1,040	520	139	345	75	160	90
14	410	540	14	1,070	535	139	345	75	160	90
15	420	550	15	1,100	550	139	345	80	165	100
16	430	570	16	1,130	565	139	345	80	170	100
17	440	580	17	1,160	580	139	345	80	175	100
18	450	590	18	1,190	595	139	345	85	175	100
19	460	610	19	1,230	615	139	345	85	180	110
20	470	620	20	1,270	635	139	345	90	185	110
21	490	640	21	1,300	650	139	345	90	190	110
22	500	650	22	1,350	675	139	345	95	195	110
23	510	670	23	1,400	700	139	345	95	200	120
24	530	690	24	1,450	725	139	345	100	205	120
25	540	710	25	1,500	750	139	345	105	215	130
26	560	730	26	1,550	775	139	345	105	220	130
27	580	750	27	1,610	805	139	345	110	225	130
28	590	770	28	1,670	835	139	345	115	235	140
29	620	800	29	1,730	865	139	345	120	240	140
30	640	830	30	1,800	900	139	345	125	250	150
31	670	860	31	1,880	940	139	345	125	260	150
32	690	890	32	1,960	980	139	345	130	270	160
33	720	930	33	2,040	1,020	139	345	140	280	170
34	740	950	34	2,130	1,065	139	345	145	290	170
35	770	990	35	2,220	1,110	139	345	150	300	180
36	800	1,030	36	2,340	1,170	139	345	155	310	190
37	830	1,070	37	2,440	1,220	139	345	160	325	200
38	860	1,110	38	2,550	1,275	139	345	170	335	200
39	900	1,160	39	2,660	1,330	139	345	175	350	210
40	950	1,220	40	2,790	1,395	139	345	185	365	220
41	990	1,270	41	2,930	1,465	139	345	190	385	230
42	1,030	1,320	42	3,070	1,535	139	345	200	400	240
43	1,070	1,370	43	3,210	1,605	139	345	210	420	250
44	1,120	1,430	44	3,360	1,680	139	345	220	440	270
45	1,170	1,500	45	3,510	1,755	139	345	230	460	280

契約年齢 46~85歳

がん保険料払込免除特約 付加しない

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		+	オプション(選べる特約)						
	お手頃プラン	基本プラン		がん診断特約(25) II 型	先進医療・患者申出療養特約(21)	がん自由診療特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	がん緩和ケア特約	
	I 型	II 型								1回につき100万円
46	1,240	1,580	46	3,700	1,850	139	345	240	480	290
47	1,290	1,650	47	3,880	1,940	139	345	250	505	310
48	1,350	1,720	48	4,060	2,030	139	345	265	530	320
49	1,410	1,800	49	4,240	2,120	139	345	275	555	340
50	1,470	1,870	50	4,430	2,215	139	345	290	580	350
51	1,550	1,970	51	4,660	2,330	139	345	305	605	370
52	1,620	2,060	52	4,870	2,435	139	345	320	635	390
53	1,700	2,160	53	5,070	2,535	139	345	335	665	410
54	1,780	2,260	54	5,280	2,640	139	345	350	695	420
55	1,870	2,370	55	5,500	2,750	139	345	365	725	440
56	1,950	2,480	56	5,750	2,875	139	345	380	760	460
57	2,040	2,590	57	5,970	2,985	139	345	400	790	480
58	2,130	2,700	58	6,200	3,100	139	345	415	825	510
59	2,220	2,810	59	6,430	3,215	139	345	435	865	530
60	2,320	2,930	60	6,680	3,340	139	345	450	900	550
61	2,410	3,050	61	6,970	3,485	139	345	470	940	570
62	2,510	3,170	62	7,220	3,610	139	345	490	975	600
63	2,610	3,290	63	7,460	3,730	139	345	505	1,015	620
64	2,710	3,410	64	7,690	3,845	139	345	525	1,060	650
65	2,820	3,540	65	7,900	3,950	139	345	545	1,100	680
66	2,920	3,660	66	8,140	4,070	139	345	560	1,145	700
67	3,020	3,790	67	8,310	4,155	139	345	580	1,185	720
68	3,130	3,920	68	8,460	4,230	139	345	595	1,230	750
69	3,230	4,040	69	8,600	4,300	139	345	610	1,270	770
70	3,320	4,150	70	8,740	4,370	139	345	630	1,310	790
71	3,400	4,250	71	8,930	4,465	139	345	645	1,340	810
72	3,480	4,350	72	9,060	4,530	139	345	665	1,375	830
73	3,540	4,430	73	9,180	4,590	139	345	680	1,410	860
74	3,600	4,500	74	9,300	4,650	139	345	695	1,440	880
75	3,650	4,570	75	9,420	4,710	139	345	705	1,480	900
76	3,680	4,620	76	9,530	4,765	139	345	710	1,515	920
77	3,680	4,640	77	9,630	4,815	139	345	715	1,555	950
78	3,690	4,660	78	9,730	4,865	139	345	715	1,595	970
79	3,680	4,670	79	9,810	4,905	139	345	715	1,635	990
80	3,650	4,650	80	9,890	4,945	139	345	710	1,670	1,010
81	3,620	4,620	81	9,950	4,975	139	345	700	1,700	1,030
82	3,580	4,590	82	10,000	5,000	139	345	690	1,725	1,050
83	3,540	4,550	83	10,040	5,020	139	345	680	1,750	1,080
84	3,490	4,500	84	10,080	5,040	139	345	665	1,770	1,100
85	3,440	4,450	85	10,100	5,050	139	345	660	1,795	1,140

\*ご検討にあたっては、最低保険料があります。

主契約+特約の保険料合計が月払い1,000円以上

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)I型の保険料や上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

参考シート

商品の概要

おすすめプラン

保障内容

保険料表

Q & A

サービス

契約概要

注意喚起情報

保険期間・保険料払込期間：終身

お手頃プラン

がん治療保険(無解約返戻金型) I 型 [主契約]:  
 ・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき20万円  
 ・がん放射線治療給付金 1回につき10万円

基本プラン

がん治療保険(無解約返戻金型) II 型 [主契約]:  
 ・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円  
 ・がん放射線治療給付金 1回につき10万円・がん手術給付金 1回につき10万円  
 ・がん骨髄移植給付金 1回につき10万円

契約年齢 0~45歳

がん保険料払込免除特約 付加する

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		+	オプション(選べる特約)						
	お手頃プラン	基本プラン		がん診断特約(25) II 型	先進医療・患者申出療養特約(21)	がん自由診療特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	がん緩和ケア特約	
	I 型	II 型								1回につき100万円
0	320	430	0	820	410	144	357	65	140	70
1	320	440	1	830	415	144	357	65	140	70
2	340	460	2	840	420	144	358	65	140	70
3	340	460	3	860	430	144	358	70	145	80
4	350	470	4	880	440	144	358	70	145	80
5	350	470	5	900	450	144	358	70	145	80
6	360	480	6	920	460	144	358	70	150	80
7	370	490	7	940	470	145	359	70	150	80
8	370	500	8	960	480	145	359	75	150	80
9	390	510	9	980	490	145	359	75	155	80
10	400	520	10	1,020	510	145	360	75	160	90
11	400	520	11	1,040	520	145	360	75	165	90
12	410	550	12	1,070	535	145	361	80	165	100
13	420	560	13	1,100	550	145	361	80	170	100
14	430	570	14	1,130	565	146	362	80	170	100
15	440	580	15	1,160	580	146	362	85	175	110
16	450	600	16	1,200	600	146	363	85	180	110
17	460	610	17	1,230	615	146	363	85	185	110
18	470	620	18	1,260	630	146	363	90	185	110
19	490	650	19	1,310	655	147	364	90	190	120
20	500	660	20	1,350	675	147	365	95	195	120
21	520	680	21	1,390	695	147	365	95	205	120
22	530	690	22	1,450	725	148	366	100	210	120
23	540	720	23	1,500	750	148	367	105	215	130
24	570	740	24	1,560	780	148	368	110	220	130
25	580	760	25	1,620	810	149	370	115	230	140
26	600	790	26	1,680	840	149	371	115	240	140
27	630	810	27	1,750	875	150	372	120	245	140
28	640	840	28	1,820	910	150	373	125	255	150
29	680	880	29	1,900	950	151	374	130	265	150
30	700	910	30	1,980	990	151	376	140	275	170
31	740	950	31	2,080	1,040	152	377	140	285	170
32	760	990	32	2,180	1,090	153	379	145	300	180
33	800	1,040	33	2,280	1,140	153	381	155	310	190
34	830	1,070	34	2,390	1,195	154	382	165	325	190
35	860	1,120	35	2,500	1,250	155	384	170	340	200
36	900	1,170	36	2,650	1,325	156	386	175	350	220
37	940	1,220	37	2,780	1,390	156	388	185	370	230
38	980	1,270	38	2,920	1,460	157	391	195	385	230
39	1,040	1,340	39	3,070	1,535	158	393	205	405	240
40	1,100	1,420	40	3,240	1,620	159	395	215	425	260
41	1,150	1,480	41	3,420	1,710	160	398	225	450	270
42	1,210	1,560	42	3,610	1,805	161	401	235	470	280
43	1,270	1,630	43	3,800	1,900	162	403	250	495	300
44	1,340	1,710	44	4,010	2,005	164	406	265	525	320
45	1,410	1,810	45	4,220	2,110	165	409	280	555	340

契約年齢 46~85歳

がん保険料払込免除特約 付加する

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		+	オプション(選べる特約)						
	お手頃プラン	基本プラン		がん診断特約(25) II 型	先進医療・患者申出療養特約(21)	がん自由診療特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	がん緩和ケア特約	
	I 型	II 型								1回につき100万円
46	1,500	1,920	46	4,480	2,240	166	413	295	580	350
47	1,580	2,030	47	4,740	2,370	168	416	310	615	380
48	1,670	2,130	48	5,000	2,500	169	419	330	655	400
49	1,760	2,250	49	5,270	2,635	170	423	345	690	420
50	1,850	2,370	50	5,560	2,780	172	427	365	725	440
51	1,970	2,510	51	5,890	2,945	173	430	390	765	470
52	2,080	2,650	52	6,210	3,105	175	434	410	810	500
53	2,200	2,800	53	6,520	3,260	176	437	435	855	530
54	2,320	2,960	54	6,850	3,425	178	441	455	900	550
55	2,460	3,130	55	7,190	3,595	179	444	480	945	580
56	2,590	3,300	56	7,560	3,780	180	448	505	1,000	610
57	2,720	3,470	57	7,910	3,955	182	451	535	1,050	640
58	2,870	3,650	58	8,270	4,135	183	454	560	1,105	680
59	3,010	3,820	59	8,650	4,325	184	458	590	1,165	720
60	3,170	4,020	60	9,050	4,525	186	461	610	1,220	750
61	3,320	4,210	61	9,500	4,750	187	464	645	1,285	780
62	3,480	4,400	62	9,910	4,955	188	468	675	1,340	830
63	3,640	4,600	63	10,300	5,150	190	470	700	1,405	860
64	3,800	4,790	64	10,670	5,335	191	473	730	1,470	910
65	3,960	4,980	65	11,000	5,500	191	474	760	1,530	950
66	4,100	5,160	66	11,330	5,665	191	475	785	1,595	980
67	4,240	5,340	67	11,570	5,785	191	475	810	1,650	1,010
68	4,390	5,510	68	11,760	5,880	191	474	830	1,710	1,050
69	4,510	5,660	69	11,930	5,965	191	473	850	1,760	1,070
70	4,630	5,800	70	12,090	6,045	190	472	875	1,810	1,100
71	4,720	5,920	71	12,290	6,145	190	470	895	1,845	1,120
72	4,810	6,030	72	12,430	6,215	189	468	915	1,885	1,150
73	4,880	6,110	73	12,550	6,275	188	467	935	1,925	1,180
74	4,930	6,180	74	12,660	6,330	188	465	950	1,960	1,200
75	4,980	6,250	75	12,760	6,380	187	463	960	2,000	1,220
76	4,990	6,280	76	12,850	6,425	186	460	960	2,040	1,240
77	4,970	6,280	77	12,910	6,455	184	458	960	2,085	1,280
78	4,960	6,270	78	12,980	6,490	184	455	960	2,125	1,300
79	4,910	6,240	79	13,010	6,505	182	453	950	2,165	1,320
80	4,840	6,180	80	13,030	6,515	181	450	935	2,200	1,330
81	4,770	6,100	81	13,030	6,515	180	447	920	2,225	1,350
82	4,690	6,020	82	13,010	6,505	179	444	900	2,240	1,370
83	4,600	5,920	83	12,970	6,485	178	441	880	2,255	1,400
84	4,500	5,810	84	12,920	6,460	177	438	855	2,270	1,410
85	4,410	5,710	85	12,860	6,430	175	434	840	2,285	1,450

\*ご検討にあたっては、最低保険料があります。

主契約+特約の保険料合計が月払い1,000円以上

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25) I 型の保険料や上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などをご確認ください。

参考シート

商品の概要

おすすめプラン

保障内容

保険料表

Q & A

サービス

契約概要

注意喚起情報

がん治療保険(無解約返戻金型) I 型 [主契約]:  
 ・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき20万円  
 ・がん放射線治療給付金 1回につき10万円

がん治療保険(無解約返戻金型) II 型 [主契約]:  
 ・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円  
 ・がん放射線治療給付金 1回につき10万円・がん手術給付金 1回につき10万円  
 ・がん骨髄移植給付金 1回につき10万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢 0~45歳

がん保険料払込免除特約 付加しない

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		+	オプション(選べる特約)							
	お手頃プラン	基本プラン		がん診断特約(25) II 型	先進医療・患者申出療養特約(21)	がん自由診療特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	女性ががん手術特約	がん緩和ケア特約	
	I 型	II 型									
	基本給付金額 10万円	基本給付金額 10万円		1回につき 100万円	1回につき 50万円	-	-	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	※	1か月につき 10万円
0	400	500	0	730	365	139	345	70	125	100	70
1	410	520	1	750	375	139	345	70	125	100	70
2	410	520	2	770	385	139	345	70	125	100	80
3	420	530	3	790	395	139	345	70	125	100	80
4	430	540	4	810	405	139	345	75	130	100	80
5	440	550	5	840	420	139	345	75	130	110	80
6	450	560	6	860	430	139	345	75	130	110	80
7	460	580	7	890	445	139	345	75	130	110	80
8	470	590	8	920	460	139	345	80	135	110	80
9	480	600	9	950	475	139	345	80	135	120	90
10	490	620	10	980	490	139	345	85	135	120	90
11	500	630	11	1,010	505	139	345	85	140	120	90
12	510	640	12	1,050	525	139	345	85	140	130	90
13	530	670	13	1,080	540	139	345	90	140	130	90
14	540	680	14	1,120	560	139	345	90	145	130	90
15	560	700	15	1,160	580	139	345	95	145	140	100
16	570	720	16	1,200	600	139	345	95	150	140	100
17	590	740	17	1,240	620	139	345	100	150	140	100
18	610	760	18	1,280	640	139	345	100	155	150	100
19	630	790	19	1,320	660	139	345	105	160	150	110
20	650	810	20	1,370	685	139	345	110	160	160	110
21	670	840	21	1,420	710	139	345	110	165	160	110
22	700	870	22	1,470	735	139	345	115	165	160	120
23	720	900	23	1,530	765	139	345	115	170	170	120
24	750	930	24	1,580	790	139	345	120	175	170	120
25	770	960	25	1,640	820	139	345	125	180	180	130
26	800	990	26	1,700	850	139	345	130	180	180	130
27	830	1,030	27	1,760	880	139	345	130	185	180	130
28	860	1,060	28	1,820	910	139	345	135	190	190	140
29	890	1,100	29	1,880	940	139	345	140	195	190	140
30	920	1,130	30	1,940	970	139	345	145	200	190	150
31	950	1,170	31	2,020	1,010	139	345	150	205	200	150
32	980	1,200	32	2,080	1,040	139	345	155	215	200	160
33	1,020	1,250	33	2,150	1,075	139	345	160	220	210	160
34	1,060	1,290	34	2,210	1,105	139	345	165	225	210	170
35	1,100	1,340	35	2,280	1,140	139	345	170	235	210	170
36	1,130	1,370	36	2,360	1,180	139	345	175	240	220	180
37	1,160	1,410	37	2,420	1,210	139	345	175	250	220	180
38	1,200	1,450	38	2,490	1,245	139	345	180	255	220	190
39	1,230	1,490	39	2,560	1,280	139	345	185	265	220	190
40	1,250	1,510	40	2,620	1,310	139	345	190	275	230	200
41	1,280	1,550	41	2,710	1,355	139	345	195	280	230	210
42	1,300	1,570	42	2,770	1,385	139	345	200	290	230	210
43	1,320	1,600	43	2,840	1,420	139	345	205	300	230	220
44	1,350	1,630	44	2,900	1,450	139	345	210	310	220	220
45	1,370	1,660	45	2,960	1,480	139	345	210	315	220	230

契約年齢 46~85歳

がん保険料払込免除特約 付加しない

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		+	オプション(選べる特約)							
	お手頃プラン	基本プラン		がん診断特約(25) II 型	先進医療・患者申出療養特約(21)	がん自由診療特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	女性ががん手術特約	がん緩和ケア特約	
	I 型	II 型									
	基本給付金額 10万円	基本給付金額 10万円		1回につき 100万円	1回につき 50万円	-	-	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	※	1か月につき 10万円
46	1,380	1,680	46	3,050	1,525	139	345	215	325	220	240
47	1,400	1,700	47	3,110	1,555	139	345	215	335	210	240
48	1,400	1,710	48	3,180	1,590	139	345	220	345	210	250
49	1,410	1,720	49	3,250	1,625	139	345	225	355	210	260
50	1,390	1,710	50	3,320	1,660	139	345	230	365	200	260
51	1,390	1,720	51	3,420	1,710	139	345	235	380	200	270
52	1,400	1,740	52	3,500	1,750	139	345	240	390	200	280
53	1,400	1,740	53	3,590	1,795	139	345	245	405	190	290
54	1,410	1,760	54	3,670	1,835	139	345	250	420	190	300
55	1,410	1,770	55	3,760	1,880	139	345	260	435	190	300
56	1,410	1,780	56	3,870	1,935	139	345	265	450	190	310
57	1,420	1,800	57	3,960	1,980	139	345	275	465	180	320
58	1,420	1,810	58	4,060	2,030	139	345	280	480	180	330
59	1,420	1,820	59	4,150	2,075	139	345	290	500	180	340
60	1,430	1,850	60	4,240	2,120	139	345	295	515	180	350
61	1,430	1,860	61	4,310	2,155	139	345	305	535	170	370
62	1,430	1,870	62	4,400	2,200	139	345	310	555	170	380
63	1,420	1,870	63	4,480	2,240	139	345	315	570	170	390
64	1,420	1,880	64	4,560	2,280	139	345	325	595	170	400
65	1,410	1,880	65	4,620	2,310	139	345	330	615	160	410
66	1,400	1,880	66	4,680	2,340	139	345	335	640	160	420
67	1,390	1,890	67	4,740	2,370	139	345	335	660	160	430
68	1,380	1,890	68	4,790	2,395	139	345	340	685	160	450
69	1,370	1,890	69	4,840	2,420	139	345	340	705	150	460
70	1,350	1,880	70	4,900	2,450	139	345	345	725	150	470
71	1,320	1,860	71	4,960	2,480	139	345	350	735	150	480
72	1,300	1,840	72	5,030	2,515	139	345	350	750	140	490
73	1,280	1,830	73	5,090	2,545	139	345	355	760	140	500
74	1,260	1,820	74	5,160	2,580	139	345	360	765	130	520
75	1,240	1,810	75	5,220	2,610	139	345	360	775	130	530
76	1,240	1,830	76	5,280	2,640	139	345	365	785	130	540
77	1,240	1,850	77	5,340	2,670	139	345	365	795	120	560
78	1,240	1,870	78	5,390	2,695	139	345	365	805	120	570
79	1,250	1,910	79	5,440	2,720	139	345	365	820	120	580
80	1,250	1,930	80	5,480	2,740	139	345	360	835	120	600
81	1,250	1,950	81	5,520	2,760	139	345	355	850	110	610
82	1,250	1,970	82	5,550	2,775	139	345	350	870	110	620
83	1,240	1,970	83	5,580	2,790	139	345	340	885	110	640
84	1,240	1,990	84	5,610	2,805	139	345	330	905	110	650
85	1,240	2,010	85	5,640	2,820	139	345	320	925	110	680

※女性ががん特定手術給付金 1回につき10万円、乳房再建術給付金 1乳房につき1回50万円。

\*ご検討にあたっては、最低保険料があります。

主契約+特約の保険料合計が月払い1,000円以上

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25) I 型の保険料や上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

がん治療保険(無解約返戻金型) I 型 [主契約]:  
 ・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき20万円  
 ・がん放射線治療給付金 1回につき10万円

がん治療保険(無解約返戻金型) II 型 [主契約]:  
 ・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円  
 ・がん放射線治療給付金 1回につき10万円・がん手術給付金 1回につき10万円  
 ・がん骨髄移植給付金 1回につき10万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢 0~45歳

がん保険料払込免除特約 付加する

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		+	オプション(選べる特約)							
	お手頃プラン	基本プラン		がん診断特約(25) II 型	先進医療・患者申出療養特約(21)	がん自由診療特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	女性ががん手術特約	がん緩和ケア特約	
	I 型	II 型									
	基本給付金額 10万円	基本給付金額 10万円									
0	430	540	0	780	390	148	366	75	135	110	80
1	440	560	1	800	400	148	367	75	135	110	80
2	450	570	2	830	415	148	368	75	135	110	90
3	460	580	3	850	425	148	368	75	135	110	90
4	470	590	4	870	435	149	369	80	140	110	90
5	480	600	5	910	455	149	370	80	140	120	90
6	490	610	6	930	465	149	371	80	140	120	90
7	510	640	7	970	485	150	371	85	140	120	90
8	520	650	8	1,000	500	150	372	90	145	120	90
9	530	660	9	1,040	520	150	373	90	150	130	100
10	540	690	10	1,070	535	151	374	95	150	130	100
11	560	700	11	1,110	555	151	375	95	155	130	100
12	570	720	12	1,160	580	151	376	95	155	140	100
13	590	750	13	1,190	595	152	377	100	155	150	100
14	610	760	14	1,240	620	152	378	100	160	150	100
15	630	790	15	1,290	645	153	380	105	160	160	110
16	640	810	16	1,340	670	153	381	105	165	160	110
17	670	840	17	1,390	695	154	382	115	170	160	110
18	690	870	18	1,440	720	154	383	115	175	170	120
19	720	900	19	1,490	745	155	384	120	180	170	130
20	750	930	20	1,550	775	155	386	125	180	180	130
21	770	970	21	1,620	810	156	387	125	190	180	130
22	810	1,010	22	1,680	840	157	389	135	190	190	140
23	840	1,050	23	1,760	880	157	391	135	195	200	140
24	880	1,090	24	1,830	915	158	393	140	205	200	140
25	900	1,130	25	1,900	950	159	395	145	210	210	150
26	940	1,170	26	1,980	990	160	397	155	210	210	150
27	990	1,220	27	2,070	1,035	161	399	155	220	210	160
28	1,030	1,270	28	2,150	1,075	161	401	160	225	230	170
29	1,070	1,320	29	2,230	1,115	162	403	170	230	230	170
30	1,110	1,360	30	2,320	1,160	163	405	175	240	230	180
31	1,150	1,420	31	2,420	1,210	164	407	180	245	240	180
32	1,190	1,460	32	2,510	1,255	164	408	190	260	250	190
33	1,250	1,530	33	2,600	1,300	165	410	195	265	260	200
34	1,300	1,580	34	2,690	1,345	166	412	200	275	260	210
35	1,350	1,650	35	2,780	1,390	166	413	210	285	260	210
36	1,390	1,690	36	2,890	1,445	167	415	215	295	270	220
37	1,440	1,750	37	2,980	1,490	168	416	220	305	270	220
38	1,490	1,800	38	3,070	1,535	168	417	225	315	280	240
39	1,530	1,860	39	3,170	1,585	169	419	230	330	280	240
40	1,560	1,890	40	3,250	1,625	169	420	235	340	290	250
41	1,600	1,940	41	3,370	1,685	170	421	245	350	290	260
42	1,630	1,980	42	3,460	1,730	170	422	250	360	290	270
43	1,660	2,020	43	3,550	1,775	170	423	255	375	290	280
44	1,700	2,050	44	3,630	1,815	170	423	265	385	280	280
45	1,720	2,090	45	3,710	1,855	171	423	265	395	280	290

契約年齢 46~85歳

がん保険料払込免除特約 付加する

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		+	オプション(選べる特約)							
	お手頃プラン	基本プラン		がん診断特約(25) II 型	先進医療・患者申出療養特約(21)	がん自由診療特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	女性ががん手術特約	がん緩和ケア特約	
	I 型	II 型									
	基本給付金額 10万円	基本給付金額 10万円									
46	1,740	2,120	46	3,820	1,910	171	423	270	405	280	300
47	1,760	2,140	47	3,900	1,950	171	424	270	415	270	300
48	1,760	2,150	48	3,980	1,990	171	424	275	430	270	320
49	1,770	2,170	49	4,070	2,035	171	424	280	445	270	330
50	1,750	2,150	50	4,160	2,080	171	424	290	455	260	330
51	1,750	2,170	51	4,280	2,140	171	424	295	475	250	340
52	1,760	2,190	52	4,390	2,195	171	425	300	490	250	350
53	1,770	2,200	53	4,510	2,255	171	425	310	505	250	370
54	1,780	2,220	54	4,610	2,305	171	426	315	525	250	380
55	1,780	2,240	55	4,730	2,365	172	426	330	545	240	380
56	1,790	2,260	56	4,870	2,435	172	427	335	565	240	390
57	1,800	2,280	57	4,990	2,495	172	427	345	580	230	410
58	1,800	2,300	58	5,120	2,560	172	427	355	600	230	420
59	1,800	2,310	59	5,230	2,615	172	428	365	625	230	430
60	1,810	2,340	60	5,350	2,675	172	428	375	645	230	440
61	1,810	2,360	61	5,440	2,720	172	428	385	670	220	470
62	1,810	2,370	62	5,550	2,775	172	428	390	695	220	480
63	1,800	2,370	63	5,650	2,825	172	428	395	715	220	490
64	1,800	2,380	64	5,750	2,875	172	427	410	745	220	500
65	1,780	2,370	65	5,810	2,905	172	426	415	765	210	520
66	1,760	2,370	66	5,870	2,935	171	425	420	795	210	530
67	1,750	2,370	67	5,930	2,965	171	424	420	820	210	540
68	1,730	2,360	68	5,970	2,985	170	422	420	845	200	560
69	1,700	2,350	69	6,010	3,005	170	421	420	870	190	570
70	1,680	2,330	70	6,060	3,030	169	420	425	890	190	580
71	1,640	2,300	71	6,120	3,060	169	419	430	900	190	590
72	1,610	2,270	72	6,190	3,095	168	417	430	915	180	600
73	1,580	2,250	73	6,240	3,120	168	416	435	925	180	610
74	1,550	2,230	74	6,310	3,155	167	415	440	925	160	630
75	1,520	2,210	75	6,360	3,180	167	414	440	935	160	640
76	1,510	2,220	76	6,410	3,205	166	412	440	945	160	650
77	1,500	2,230	77	6,460	3,230	166	411	440	955	150	670
78	1,490	2,240	78	6,490	3,245	165	409	440	960	150	680
79	1,490	2,270	79	6,520	3,260	164	408	435	975	150	690
80	1,480	2,290	80	6,540	3,270	164	406	430	990	150	710
81	1,480	2,300	81	6,560	3,280	163	404	420	1,000	140	720
82	1,470	2,310	82	6,560	3,280	162	402	415	1,020	140	730
83	1,450	2,300	83	6,570	3,285	161	400	400	1,035	130	750
84	1,440	2,310	84	6,570	3,285	161	398	385	1,055	130	760
85	1,440	2,330	85	6,580	3,290	160	397	370	1,070	130	790

※女性ががん特定手術給付金 1回につき10万円、乳房再建術給付金 1乳房につき1回50万円。

\*ご検討にあたっては、最低保険料があります。

主契約+特約の保険料合計が月払い1,000円以上

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25) I 型の保険料や上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などをご確認ください。

# 保障内容などに関するよくある質問

**Q1** 処方された薬剤が給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか？

**A1** メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」で簡単に確認できます。

① 「医薬品ナビ」にアクセスして検索



② お支払いの対象となる  
薬剤かどうかわかります。



③ 薬剤が見つかったら、  
ご請求ください。



メディケア生命ホームページからもアクセスできます。  
<https://iyakuhin.medicarelife.com/>



「医薬品ナビ」でご確認できない場合などはメディケア生命までお問い合わせください。

入院・通院・手術の有無にかかわらず、所定の薬剤治療を受けられた場合には給付金をお支払いします。

\*がん診断特約(25)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。

また、「医薬品ナビ」ではオピオイド鎮痛薬は検索できませんので、ご注意ください。

**Q2** 再発予防のホルモン剤治療は抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金の保障の対象になりますか？

**A2** はい、対象となります。  
ホルモン剤は、治療目的だけでなく、再発予防としても用いられます。  
再発予防も、抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金の保障の対象となります。

**Q3** 抗がん剤治療を複数回受けた場合、給付金が支払われるケースと支払われないケースを教えてください。

**A3** 抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金のお支払いは、それぞれ同一の月で1回を限度としています。  
具体的なお支払いのケースは、以下をご参照ください。

ケース	異なる給付金の場合	同一の給付金の場合	説明	
ケース 1	抗がん剤治療給付金と自由診療抗がん剤治療給付金の場合	抗がん剤治療給付金と抗がん剤治療給付金の場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">○ 抗がん剤治療①</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">○ 自由診療抗がん剤治療①</div> </div>	抗がん剤治療①と自由診療抗がん剤治療①のいずれもお受け取りいただけます。
ケース 2	抗がん剤治療給付金と抗がん剤治療給付金の場合	抗がん剤治療給付金と抗がん剤治療②の場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">○ 抗がん剤治療①</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">✕ 抗がん剤治療②</div> </div>	抗がん剤治療①がお支払いの対象となるため、同一の月にある抗がん剤治療②はお受け取りいただけません。

<同一の月に複数月分の薬剤を処方された場合>

同一の月に複数月分の薬剤を処方されても、抗がん剤治療給付金のお支払いは1か月分(処方月分)のみとなります。

4月分	5月分	4月に薬剤を2か月分処方された場合
○ 抗がん剤治療①	✕ 抗がん剤治療②	4月に5月分も含めて2か月分の薬剤を処方されていますが、5月に新たに薬剤を処方されていないことから、4月分(処方月分)のみをお受け取りいただけます(5月分はお受け取りいただけません)。

**Q4** 診断書は、請求の都度提出しなければならないのですか？

**A4** いいえ、請求の都度提出する必要はありません。

初回のご請求の際には診断書の提出が必要になりますが、2回目以降のご請求の際にはメディケア生命所定の条件により、診断書に代えて病院から発行される「診療明細書」や薬局から発行される「調剤明細書」などの「薬剤名が確認できる書類」により請求することができます。

提出書類などの詳細はメディケア生命までお問い合わせください。

初回のご請求



診断書の作成には、手続きと費用がかかります。

2回目以降のご請求



2回目以降のご請求は、簡単にお手続きいただけます。

**Q5** 主契約の「自由診療抗がん剤治療給付金」と、がん自由診療特約の「がん自由診療給付金」の違いを教えてください。

**A5** 以下のような違いがあります。

	先進医療	患者申出療養	評価療養 (先進医療は除く)	自由診療
主契約の自由診療抗がん剤治療給付金	○ お支払対象 (抗がん剤治療のみ)	○ お支払対象 (抗がん剤治療のみ)	× お支払対象外	○ お支払対象 (欧米で承認されている所定の抗がん剤治療のみ)
がん自由診療特約のがん自由診療給付金	× お支払対象外	× お支払対象外	○ お支払対象 (所定の評価療養)	○ お支払対象 (特定病院で受けられた所定の療養)

詳細は7~8、11~12ページをご確認ください。

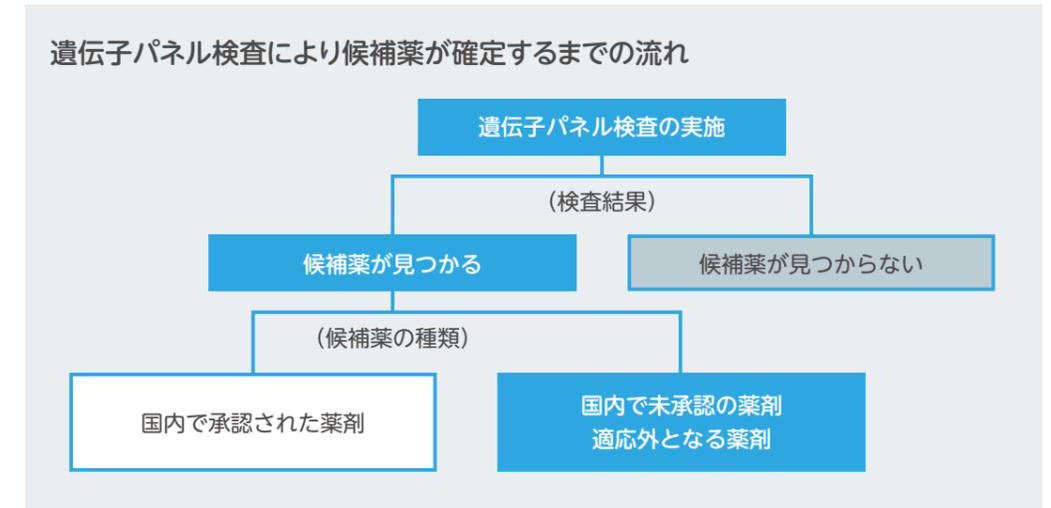
**Q7** 遺伝子パネル検査について教えてください。

**A7** 遺伝子パネル検査とは、がん組織や血液を用いて多数の遺伝子を調べ、がん治療に有効な候補薬があるかどうかを調べる検査です。

遺伝子パネル検査では、原因となる遺伝子を特定して、より効果の高い治療薬を選択することが可能です。

遺伝子パネル検査で治療の候補となる薬剤が見つかる場合もありますが、未承認薬または適応外薬となることもあります。

**この未承認薬・適応外薬を使用する際に、患者申出療養制度や自由診療を活用することが考えられます。**



**Q6** 先進医療、患者申出療養、評価療養(先進医療は除く)、自由診療について教えてください。

**A6** 公的医療保険制度における各種療養の概要と、一般的な自由診療については、以下をご参照ください。

先進医療	厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りま。
評価療養	先進医療以外の評価療養には次のようなものがあります。 ・製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療 (厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等) ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療 (承認事項の変更申請がなされている場合等)
患者申出療養	厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りま。
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。 自由診療には、例えば次のようなものがあります。 ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(評価療養に該当しない場合) ・欧米では承認されているものの、日本国内では未承認の医薬品を使用する診療等

\*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。  
今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。

**Q8** がん診断特約(25)のがん診断給付金はどのようなときに再度支払われますか？

**A8** 前のがん診断給付金のお支払理由に該当されたときから1年経過後に、以下のいずれかに該当された場合、がん診断給付金をお受け取りいただけます。

- 新たながんと診断確定されたとき(再発・転移を含みます。)( I型 II型 )
- がんにより、入院をされたとき(入院を継続されているときを含みます。)( I型 II型 )
- がんにより、所定の通院をされたとき( II型 )
- がん性疼痛等の緩和のため、所定の緩和ケアを受けられたとき( II型 )

**お支払例** 【契約内容】  
がん診断特約(25) II型 がん診断給付金額100万円

<p>ケース①</p>	<p>診断確定されたがんが治療した後、初回の診断確定から1年後の応当日以後に新たながんと診断確定されたとき</p>		<p>給付金合計額</p> <p><b>200万円</b></p>
	<p>○ お支払します</p>		
<p>ケース②</p>	<p>初のがんの診断確定から1年後の応当日に、診断確定されたがんの治療のため、入院を継続されているとき</p>		<p>給付金合計額</p> <p><b>200万円</b></p>
	<p>○ お支払します</p>		
<p>ケース③</p>	<p>初のがんの診断確定から1年後の応当日以後に、通院で抗がん剤治療(ホルモン剤以外)を受けられたとき</p>		<p>給付金合計額</p> <p><b>200万円</b></p>
	<p>○ お支払します</p>		
<p>ケース④</p>	<p>初のがんの診断確定から1年後の応当日以後に、通院でホルモン剤のみによる治療を受けられたとき</p>		<p>給付金合計額</p> <p><b>100万円</b></p>
	<p>× お支払しません</p>		

\*ケース3とケース4が重複する場合(抗がん剤治療とホルモン剤治療のいずれも受けられた場合)は、2回目のがん診断給付金をお受け取りいただけます。

# メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス

(提供: ティーベック株式会社)



## 1 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

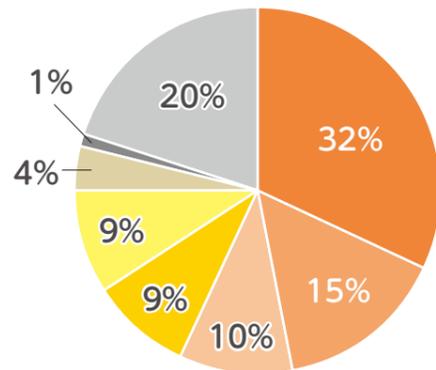
医師・保健師・看護師などの経験豊かなスタッフによる

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族

ご利用いただける内容

健康	食事や運動、人間ドック・健診結果の見方 など
医療	気になる体の症状についての相談、治療に関する相談 など
介護	運動指導、食事指導、介護施設、介護保険 など
育児	不妊症および専門医、産院情報・出産方法 など
メンタルヘルス	対人関係の悩み、子育てのストレス、不登校・いじめ など

<相談内容分類>



- 気になる体の症状についての相談
- 治療に関する相談
- ストレス・メンタルヘルスに関する相談
- 母子保健・育児に関する相談
- 夜間・休日の医療機関案内
- 家庭看護・介護に関する相談
- 健康保持・増進に関する相談
- その他

ティーベック株式会社  
[2023年4月～2024年3月相談実績]より

\*専門医による電話相談(予約制)も承ります。  
受付時間は月曜日～土曜日9:00～22:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

## 2 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

女性のための 経験豊かな女性看護師などによる

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族に該当する女性の方

女性ならではの病気や症状に対する不安や心身の健康に関する悩みを、24時間いつでも女性看護師などに相談できます。

ご利用いただける内容 女性に多い病気、妊娠・出産にかかわる症状 など

\*受付は男性スタッフになることがあります。

## 3 メディカルナビゲーション

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者

### A セカンドオピニオン※1手配サービス

納得できる治療を選択するために、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※2)へセカンドオピニオンを手配します。

- こんなときにご相談ください!
- 他に治療法がないのか? その専門分野の医師に相談したい
  - 治療方針は本当に正しいのか、主治医の勧める治療について迷っている

### B 受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

- こんなときにご相談ください!
- 通院先では治療できないと言われた…
  - 高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのかわからない

### C 『ドクターが薦める専門医』情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医※3をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域等をお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

- こんなときにご相談ください!
- 持病があり通院しているが、引っ越すことになった。その地域で専門性の高い専門医の情報が知りたい
  - 主治医からがんと診断された。自分のがん精通した専門医にかかりたい

※1 現在かかっている医師とは別の医師の意見を聞くこと。  
 ※2 主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師。  
 ※3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

\*このサービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。  
 \*このサービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。  
 \*利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、不明点はお問い合わせください。

参考資料

商品の概要

おすすめプラン

保障内容

保険料表

Q & A

サービス

契約概要

注意喚起情報

ご契約に際しての  
重要事項

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについては「ご契約のしおり」[約款]に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：https://www.medicarelife.com/

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- がんによる抗がん剤治療・放射線治療・手術などを一生にわたり保障することができるがん保険です。
- 各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。

3 給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	月払い・半年払い※1・年払い※1	第1回:振込み扱い※2・口座振替扱い※3・クレジットカード扱い※3 第2回以後:口座振替扱い※3・クレジットカード扱い※3

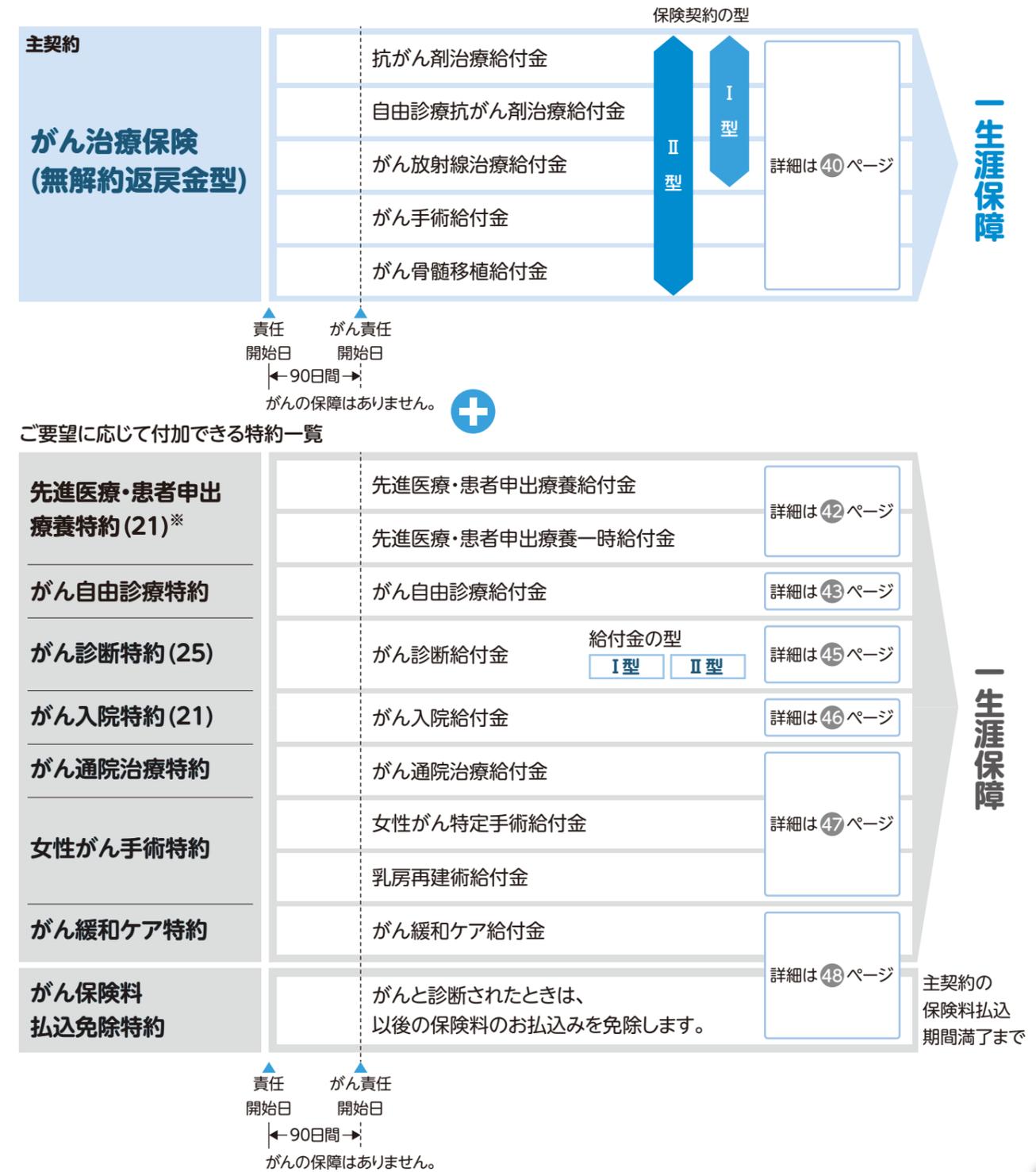
\*お申し込みいただくご契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書または申込画面・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

\*有期払いの場合、保険料払込期間満了までの払込保険料累計は、保険料払込期間の長いご契約よりも短いご契約の方が多くなることがあります。

- ※1 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、半年払い・年払いはお選びいただけません。
- ※2 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、振込み扱いはお選びいただけません。
- ※3 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて



\*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「責任開始期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

\*先進医療・患者申出療養特約(21)のがん以外の保障については、責任開始期から開始されます。

一生保障

一生保障

参考ページ

商品の概要

おすすめプラン

保障内容

保険料表

Q&A

サービス

契約概要

注意喚起情報

## 5 がん責任開始日については以下のとおりです。



■がんの保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。



■がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。\*

\*無効とは、ご契約の効力が初めからなかったものとするをいいます。

※先進医療・患者申出療養特約(21)が付加されている場合、がん責任開始日前にがんと診断確定されたときでも、がん診断確定前にお支払理由に該当した先進医療・患者申出療養特約(21)の給付金をお支払いできることがあります。この場合、先進医療・患者申出療養特約(21)のお支払理由に最後に該当された時からご契約は消滅します。

## 6 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

### がん治療保険(無解約返戻金型) (主契約)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度	
I 型	抗がん剤治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、基本給付金額	通算限度なし (同一月に1回)
	自由診療抗がん剤治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、基本給付金額×2倍	通算24回 (同一月に1回)
	がん放射線治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし (60日に1回)
II 型	がん手術給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし
	がん骨髄移植給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし

\*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

●がんには上皮内がんを含みます。

#### 抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金について

●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

## 支払対象薬剤について

- 抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
  - ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
  - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること
- 自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
  - ①次のいずれかに該当する医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
    - ・先進医療または患者申出療養による薬剤治療として使用された医薬品
    - ・欧米で承認された所定の医薬品のうち、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品
  - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

\*先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。

\*患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。

### 支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」

(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



ご注意

#### <各給付金共通>

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けていないときは、抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金のお支払いの対象となりません。
- がん放射線治療給付金、がん手術給付金またはがん骨髄移植給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

#### <抗がん剤治療給付金について>

- お支払いは同一月に1回を限度とします。

#### <自由診療抗がん剤治療給付金について>

- お支払いは同一月に1回を限度とします。
- 欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。

#### <がん放射線治療給付金について>

- お支払いは60日に1回を限度とします。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。

#### <がん手術給付金について>

- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、それらの手術のうち、この給付金が支払われる直前の手術を受けられた日からその日を含めて60日以内に受けられた手術については、お支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。

#### <がん骨髄移植給付金について>

- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。

## 7 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

### 先進医療・患者申出療養特約(21)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	次のいずれかに該当されたとき ①がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき ②責任開始期以後に発生した傷害またはがん以外の疾病により、厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療・患者申出療養にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して2,000万円
先進医療・患者申出療養一時給付金		15万円	

- 先進医療・患者申出療養にかかわる技術料とは、受療した先進医療・患者申出療養に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。
- 先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養の対象となっている医療技術は、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療または患者申出療養の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療または患者申出療養ではなくなっているなどの場合には、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- 同一の先進医療または患者申出療養において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療または患者申出療養を60日を超えて受療されても先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 先進医療または患者申出療養にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

## がん自由診療特約

お支払いする 給付金	お支払理由		お支払金額	お支払限度
がん 自由診療 給付金	がん責任開始日 以後に初めて診 断確定されたが んにより、1つの 診療計画にもと づき行われた右 記のいずれかの 療養を受けられ たとき	厚生労働大臣が定める 先進医療以外の所定の 公的医療保険制度にお ける評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用 と同額	通算1億円 (1つの診療計画 にもとづく 療養について 3,000万円)
		特定病院において受けら れた所定の自由診療に よる療養	1つの診療計画にもとづき行われ た次の療養の費用の合計額 ①自由診療による療養に対する費 用と同額 ②上記①以外のがんの治療を目的 とする療養に対する費用と同額 ③自由診療による療養とあわせて なされた所定の食事療養および 生活療養に要する費用と同額	

\*診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。

- がんには上皮内がんを含みます。
- がん自由診療給付金のお支払金額のもととなる費用については、被保険者がその療養を受けられた病院または診療所に支払うべき費用を限度とします。
- 所定の自由診療による療養を受けられたことによるがん自由診療給付金のお支払金額のもととなる費用については、その自由診療による療養を受けられた特定病院が定める料金規程にもとづいて算定される金額(料金規程にもとづく算定ができない場合は、その特定病院の長等により承認された金額)の合計額を限度とします。
- 1つの診療計画において複数回にわたって同一の所定の評価療養による一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなし、それらの療養に対する費用をまとめてお支払いします。
- 1つの診療計画において複数回にわたって所定の自由診療による療養を受けられたときは、それらの療養を1回の療養とみなし、それらの療養に対する費用をまとめてお支払いします。
- 同一の所定の評価療養または所定の自由診療による療養が複数回にわたって継続して行われた場合で、その継続して行われた療養について複数の診療計画が作成されたときは、それらの診療計画を1つの診療計画とみなします。
- 診療計画にもとづき行われた所定の評価療養または所定の自由診療による療養が、その診療計画における治療期間をこえて行われた場合は、その評価療養または自由診療による療養が継続して行われていた期間中の療養は、その診療計画にもとづく療養とみなします。
- がん自由診療給付金のお支払いが通算して1億円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

### お支払いの対象となる評価療養および自由診療について

- お支払いの対象となる評価療養は、がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治癒、再発予防もしくは症状緩和(骨転移による骨破損の抑制を含みます。)または延命を目的とする療養とします。ただし、療養を受けられた日現在において、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。
- お支払いの対象となる自由診療は、療養を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす療養とします。
  - ①がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治癒、再発予防もしくは症状緩和(骨転移による骨破損の抑制を含みます。)または延命を目的とする療養であること
  - ②当該療養の実施が倫理的および科学的に妥当であること等を審査する機関(倫理審査委員会等の法令等にもとづいて設置される機関とします。)の審査を受け、特定病院の長等に実施を許可された療養であること
  - ③公的医療保険制度において保険給付がなされるべき療養以外の療養であること

### 特定病院について

- 特定病院とは、療養を受けられた時点において、次の①～③のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所(名称が変更となった場合は、変更後の名称を含みます。)のことをいいます。

- ①厚生労働大臣による指定または承認を受けている次の病院
  - ・都道府県がん診療連携拠点病院
  - ・地域がん診療連携拠点病院
  - ・国立研究開発法人国立がん研究センター
  - ・特定領域がん診療連携拠点病院
  - ・地域がん診療病院
  - ・小児がん拠点病院
  - ・小児がん中央機関
  - ・がんゲノム医療中核拠点病院
  - ・がんゲノム医療拠点病院(がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により、がんゲノム医療連携病院として選定された病院を含みます。)
  - ・特定機能病院
- ②都道府県知事による指定または承認を受けている次の病院または診療所
  - ・都道府県におけるがん診療機能の充実を図るために必要な病院として、都道府県知事が指定する病院または診療所
  - ・地域医療支援病院
- ③公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設

**特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」**  
(<https://tokuteibyoin.medicarelife.com/search/>)**をご確認ください。**  
「特定病院ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



**ご注意**

- 以下の費用は、所定の自由診療による療養を受けられたことによるがん自由診療給付金のお支払金額には含まれません。
  - ・公的医療保険制度における評価療養または、厚生労働大臣が定める患者申出療養による療養に対する費用に相当する費用
  - ・公的医療保険制度における選定療養のうち、差額ベッド代に相当する費用
  - ・妊孕性温存療法に対する費用
  - ・遺伝子パネル検査に対する費用
  - ・医師に意見を求める行為(セカンドオピニオン等)に要した費用
  - ・日常生活上のサービスにかかる費用(テレビ代、クリーニング代等)および文書の発行にかかる費用(診断書代等)
- 同一の被保険者において、メディケア生命のがん自由診療特約を重複して付加することはできません。

次ページに続く

## がん診断特約(25)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断給付金	<b>I型</b> 初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき ① 次のいずれかのがんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 (1) すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの (2) すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの (3) すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん ② 診断確定されたがんの治療を目的として、入院を開始されたとき※	がん診断給付金額	通算限度なし (1年に1回)
	<b>II型</b> 初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき ① I型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき ② I型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき※ ③ 診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき (1) 支払対象薬剤(ホルモン剤は含まれません。)による薬剤治療のための通院 (2) 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院 (3) 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院 (4) 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院 (5) 厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院 ④ 診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき (1) 公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック (2) 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療		

\*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

\*先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。

\*患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。

※直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

- がんには上皮内がんを含みます。
- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

### 支払対象薬剤について

- 支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
  - ① 医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限りします。) または、  
欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
  - ② 世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

#### 支払対象薬剤は、 Medikare生命ホームページの「医薬品ナビ」

(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

がん診断特約(25)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、Medikare生命コールセンターにお問い合わせください。

### 対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

\*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。



ご注意

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- 欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

## がん入院特約(21)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん入院給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、1日以上入院されたとき	がん入院給付日額 × 入院日数	通算限度なし

- がんには上皮内がんを含みます。

次ページに続く

参考ページ

商品の概要

おすすめプラン

保障内容

保険料表

Q&A

サービス

契約概要

注意喚起情報

## がん通院治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん通院治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、入院をされ、そのがんの治療を目的として、次の通院対象期間中に、通院をされたとき ①入院日の前日以前90日の期間 ②退院日の翌日以後2年の期間	がん通院治療給付日額×通院日数	通算限度なし

●がんには上皮内がんを含みます。



ご注意

- 通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、お支払いの対象となりません。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- 2つ以上のがんの治療を目的とした1回の通院の場合、重複してお支払いしません。
- 入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であるか否にかかわらず、お支払いしません。

## 女性がん手術特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
女性がん特定手術給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、次のいずれかの手術を受けられたとき ①乳房手術 ②子宮摘出術 ③卵巣摘出術	女性がん特定手術給付金額	通算限度なし
乳房再建術給付金	女性がん特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、乳房再建術を受けられたとき	女性がん特定手術給付金額×5倍	1乳房につき1回

●がんには上皮内がんを含みます。



ご注意

### <女性がん特定手術給付金について>

- 同一の日に同一の乳房に対する2つ以上の乳房手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
- 同一の日に2つ以上の子宮摘出術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
- 同一の日に2つ以上の卵巣摘出術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。

### <乳房再建術給付金について>

- お支払いは1乳房につき1回を限度とします。
- 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術はお支払いの対象となりません。

## がん緩和ケア特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん緩和ケア給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、次のいずれかに該当されたとき ①がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロックを受けられたとき ②がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において次のいずれかの算定対象となる入院をされたとき ・緩和ケア病棟入院料 ・緩和ケア診療加算 ・有床診療所緩和ケア診療加算 ③がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき	がん緩和ケア給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、がん緩和ケア給付金額	通算24回 (同一月に1回)

\*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。

- がんには上皮内がんを含みます。
- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。
- がん緩和ケア給付金のお支払いが通算して24回に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

### 対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

\*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。



ご注意

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- お支払いは同一月に1回を限度とします。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

## がん保険料払込免除特約

以下の理由に該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

お払込免除の理由
がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

●がんには上皮内がんを含みます。



特にご注意  
いただきたい事項

## 注意喚起 情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

### 1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

#### 告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

#### 生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

#### 告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
  - ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
- また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

### 2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

#### お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。

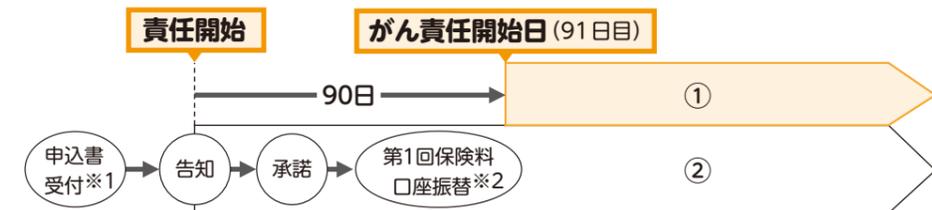
### 3 責任開始期について

- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- 一部の給付金など(下記①の保障)は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。

①	がんの保障
②	がん以外の保障

#### 保障開始の例

##### 第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※1 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※2 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であること」の確認に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

\*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

#### 生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

\*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

## 4 申込日<sup>※1</sup>または注意喚起情報の交付日<sup>※2</sup>のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録<sup>※3</sup>によりクーリング・オフ<sup>※4</sup>ができます。



- ※1 申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
- ※2 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。注意喚起情報の電磁的交付を希望された場合は、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日になります。
- ※3 電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、メディケア生命ホームページに専用フォームを設置しています。
- ※4 お申込みの撤回またはご契約の解除のことをいいます。
- ※5 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日。

- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを申し出ることができます。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。
- 親権者または後見人の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者または後見人のご署名(自署)を書面でご提出いただく必要があります。一度のお手続きを希望される場合は、書面でお申出をしてください。書面には親権者または後見人の氏名(自署)もあわせてご記入ください。

## お申出の方法

### <書面の場合>

- 書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)にメディケア生命あて送付してください。この場合、以下の事項をご記入ください。

### 【送付先】

〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約審査部

- ①クーリング・オフする旨
- ②申込者等の氏名、フリガナ
- ③被保険者の氏名、フリガナ
- ④【親権者・後見人の同意が必要なご契約の場合】  
親権者・後見人の氏名(自署)、フリガナ
- ⑤申込者等の生年月日
- ⑥申込者等の住所
- ⑦申込者等の電話番号
- ⑧保険商品名  
\*証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。
- ⑨募集代理店名(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑩【保険料をお払込み済みの場合】  
(契約者ご本人名義の口座をご記入ください)  
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
- ⑪クーリング・オフの理由
- ⑫申込者等ご本人さまによるご署名

### <書面の記入例>

\*個人情報保護のため、封書によるお申出をお願いいたします。

メディケア生命保険株式会社 御中  
私は以下の申込みを撤回します。

申込者等	メデ タロウ 目出 太郎
被保険者	メデ タロウ 目出 太郎
親権者・後見人	メデ ハナコ 目出 花子
生年月日	●年●月●日
住所	〒135-0033 東京都江東区深川〇-〇-〇
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保険商品名	メディフィットがん保険
証券番号	12345678901
募集代理店名	〇〇代理店
第1回保険料は以下の口座へ振り込んでください。	
返金先口座	●●銀行 ●●支店 普通 口座番号●●●●●●●●
口座名義	目出 太郎

■クーリング・オフの理由  
〇年〇月〇日  
目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由をご記入ください。  
(例)・商品内容を再検討したため。  
・家族からの反対があったため。  
・他社の保険に加入するため。  
・資金が必要となったため。

### <電磁的記録の場合>

- クーリング・オフ可能期間(8日以内)にお申出をしてください。  
なお、メディケア生命ホームページの専用フォームからのお申出の場合は、メディケア生命から受付完了メールを送付しますので、お申出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

### 【専用フォーム】

<https://www.medicarelife.com/contractor/cooling-off/>

この場合、専用フォームの案内に沿って必要事項を入力してください。

- ご契約の内容変更の場合には、**クーリング・オフはできません。**
- クーリング・オフと行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

【ご連絡先】 メディケア生命コールセンター

0120-315056

## 5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

### 給付金などをお支払いできない場合の例

#### ●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

ただし、責任開始期前に発病したがん以外の疾病であっても、そのがん以外の疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。

#### ●がん責任開始日前にがんが診断確定されていたことによりご契約(またはご契約の復活)が無効となった場合(先進医療・患者申出療養特約(21)を付加されているときは、一部取扱いが異なる場合があります。)

\*がんの診断確定については「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]、無効については「ご契約のしおり」の[がん治療保険(無解約返戻金型)(主契約)について]をご参照ください。

#### ●告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

#### ●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

#### ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

#### ●保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)

#### ●給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

## 6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

### 第1回保険料猶予期間満了による無効について

#### ●第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。

また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。

#### ●このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

\*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。  
第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

## 7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の失効を取り消すことや復活を請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

### 失効・失効取消・復活について

#### ●保険料払込期間中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日(失効日)から効力がなくなります(失効)。失効中にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。(失効が取り消された場合を除きます。)

#### ●万一ご契約が失効した場合でも、失効取消期間中(失効日から猶予期間満了の日の属する月の翌月末日まで)であれば、延滞した保険料をお払い込みいただくことで失効日にさかのぼって失効を取り消し、ご契約を有効な状態に戻すことができます(失効取消)。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)

この場合、健康状態などについての告知は不要です。

#### ●万一ご契約が失効し、失効取消期間が経過した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)

この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。

ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

#### ●ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(がんの保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。)

## 8 解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間中の解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の基本給付金額と同額の解約返戻金があります。
- 特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

## 9 死亡保険金について

- 主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の基本給付金額と同額の死亡返還金があります。
- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

## 10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、 保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「生命保険契約者保護機構について」をご参照ください。

### 削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。  
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険 契約者 保護機構	TEL <b>03-3286-2820</b>	受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く): 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <a href="https://www.seihohogo.jp/">https://www.seihohogo.jp/</a>
---------------------	-------------------------	--

## 11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、 ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」「その他の諸手続きについて」をご参照ください。

### 不利益となる点について

#### <現在ご加入の保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができる場合があります。

#### <新しい保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります**。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります**。
- 現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。

- 新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。

\*予定利率については、「ご契約のしおり」の「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

## 12 メディケア生命の組織形態について

### メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

ご請求手続きに際しては、

## 13 給付金などをもらえなくご請求いただくために、 複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「給付金などのご請求手続きについて」、  
「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」の  
「給付金・保険金などをもらえなくご請求いただくための確認について」をご参照ください。

### ご請求される時には

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください**。  
お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

次ページに続く

## 14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、 被保険者に代わって、指定代理請求人が、 給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[代理請求制度について]をご参照ください。

### 指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
  - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

### 円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

## 15 その他お申込みにあたってご確認いただきたい事項について

### ご記入またはご入力について

- 申込書または申込画面、告知書または告知画面は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入またはご入力ください。
- ご記入またはご入力後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名等してください。

### 領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

### 特約の中途付加について

- 特約の中途付加のお取扱いはありません。

## 16 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。

### 確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

## 17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、 メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会 「生命保険相談所」で受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

### 生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
  - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
  - ・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

## 18 この商品は預金ではありません。

### この商品について

- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。)

